

建設経済水道常任委員会記録

- 1 日 時 令和7年3月17日（月）午前9時00分～午後3時50分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 三島 好雄
副委員長 岡村 茂樹
委 員 川崎 孝昭 君国 泰照 中川 隆志 平岡 実千男
藤沢 宏司
議 長 山本 達也
- 4 委員外議員 坂ノ井 徳 篠脇 丈毅 長友 光子 平井 保彦
- 5 執行部 (建設部) 部長 重村 仁志
土木課 課長 石原 和男
補佐 大野 満明
補佐 向川 洋治
都市計画・建築課 課長 磯部 浩昭
建築担当課長 木戸三千雄
補佐 光井 秀樹
補佐 岸田 稔明
(上下水道部) 部長 西本 和生
水道課 課長 高石 雅明
補佐 岡本 剛
補佐 安達 和博
下水道課 課長 糸谷 秀樹
補佐 柳 雅幸
(経済部) 部長 三浦 正明
部次長（企業立地・雇用創造推進室長） 出相 貴裕
農林水産課 課長 吉村 裕
林務担当課長 後 昌之
補佐 半田 一豊
補佐 村田 裕紀
商工観光課 課長 酒井 正樹
補佐 石川 義之
補佐 石岡 裕子
経済建設課 課長 新本 博
補佐 花田 美紀
農業委員会事務局 局長 楠原慎太郎
次長 中原 賢
- 6 事務局 次長 兼深 博史 書記 中村 武尊

7 協議事項

1 【付託議案】

- (1) 議案第 6 号 柳井市下水道条例及び柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について
[下水道課]
- (2) 議案第 9 号 柳井市手数料条例の一部改正について
[都市計画・建築課]
- (3) 議案第 12 号 柳井市企業立地促進条例の一部改正について
[企業立地・雇用創造推進室]
- (4) 議案第 13 号 柳井市都市公園条例の一部改正について
[都市計画・建築課]
- (5) 議案第 14 号 柳井市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
[都市計画・建築課]
- (6) 議案第 17 号 字の区域の変更について
[経済建設課]
- (7) 議案第 18 号 [分割付託] 令和 7 年度柳井市一般会計予算
- (8) 議案第 20 号 令和 7 年度柳井市市有林野区事業特別会計予算
[農林水産課]
- (9) 議案第 23 号 令和 7 年度柳井市下水道事業会計予算
[下水道課]
- (10) 議案第 24 号 [分割付託] 令和 6 年度柳井市一般会計補正予算（第 7 号）
- (11) 議案第 28 号 令和 6 年度柳井市水道事業会計補正予算（第 4 号）
[水道課]
- (12) 議案第 29 号 令和 6 年度柳井市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
[下水道課]

2 【付託調査事項】

- (1) 中心市街地の活性化と企業誘致について
- (2) 地域資源を生かした観光の振興について
- (3) 上下水道事業について
- (4) 農林水産業及び地域の活性化について

3 【その他】

(開会 午前 9 時 00 分)

委員長（三島 好雄） 定刻がまいりましたので、委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

[「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」]

委員長（三島 好雄） それではただいまから、建設経済水道常任委員会を開会いたします。委員の皆さん、そして執行部の皆さん、本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議に、4 名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可いたします。

本日、皆様方に御審議をお願いいたしますのは、先の本会議において、本委員会に付託となりました議案 12 件、付託調査事項及びその他ということでございます。

審査の進め方は、最初に建設部、次に上下水道部、最後に経済部ということで御審議をお願いできたと考えております。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますようよろしくお願い

いたします。

また、委員外議員さんにつきましては、執行部からの説明、報告に対して、質疑のみが可能であり、意志表明、執行部に対しての要望等はできない申合せになっておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大きな1番の付託議案等の審査を行います。

議案第9号柳井市手数料条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

都市計画・建築課長（礒部 浩昭） 補足説明を申し上げます。議案書は41頁をお願いします。

議案第9号では、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による盛土等の中間検査に係る手数料を新たに追加するものです。

令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法では、法に該当する盛土及び切土工事については、中間検査が義務づけられ、この度、山口県から中間検査に関する事務の移譲があり、本市で事務処理を行うことになるため、条例の改正を行うものです。

この条例につきましては、令和7年4月1日から施行することとします。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（藤沢 宏司） すみません、基となった法律がよく分からないので教えていただきたいのですが。

都市計画・建築課長（礒部 浩昭） この盛土規正法の背景につきましては、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を教訓として、盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する盛土造成及び特定盛土規正法が令和5年5月に施行されたものです。

委員（藤沢 宏司） 盛土があるところは全部そうしないといけないのですか。どれぐらいの規模からやらないといけないのですか。

都市計画・建築課長（礒部 浩昭） 規模につきましては、盛土で高さが2mを超えるもの、切土で高さ5mを超える壁のもの。そういったものが該当することになります。例えば壁の延長は関係なく、高さがそれを超えるものについては対象となります。開発行為については、開発行為の審査の中でその辺りも審査することになります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（中川 隆志） 盛土とか切土についてですが、例えば美ゆーロードは県が作って市に移管したのですが、今度はどっちが検査することになるのですか。

都市計画・建築課長（礒部 浩昭） これはあくまで建設の際の事前の審査になりますので、できたものに関しては関係ございません。それと道路や河川等の公共工事については該当しません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第9号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第13号柳井市都市公園条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 補足説明を申し上げます。議案書は47ページから48ページをお願いします。議案第13号では、翠が丘防災運動公園グラウンドの供用開始に伴い、使用日及び使用時間について定めるものです。

本条例につきましては、令和7年3月31日から施行することとします。

その他の図書館を含む公園区域及び下段駐車場については、令和6年7月17日に供用開始しております。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第13号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第14号柳井市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 今回の条例改正につきましては、劇場等の客席に関わる建築物移動等円滑化基準の創設により、条ずれを生じるものでございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（藤沢 宏司） 根本的に分からないので、もう一度説明をお願いします。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 今回の条例改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法と言いますが、こちらの法律が新たに劇場等の観客に関わる建築物移動等の円滑化基準が創設されたことによりまして条ずれが生じ

まして、今回改正となったものでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第14号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第18号令和7年度柳井市一般会計予算、これを議題といたします。

説明は特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要といたしたいと思います。委員の皆さんには、活発な御質疑、御意見等していただき、十分な審査をしていただきますようお願いいたします。

それでは、184の土木管理費から港湾費までについて、執行部から説明をお願いします。

土木課長（石原 和男） 土木課のほうから説明させていただきます。それでは、予算説明書184からになりますが、需用費や役務費などは、主なもののみ説明させていただき、消耗品費や燃料費など、例年必要な経費等につきましては、省略させていただきます。

まず、土木総務費でございます。負担金補助及び交付金については、山口県土木協会負担金でございます。

185をお願いします。道路維持費でございます。市道の道路施設の維持・修繕を行う予算でございます。

まず、需用費の消耗品費につきましては、土木課が管理する市道等を管理するための、除草剤、刈払機の刃、三角コーンなど道路維持に必要な消耗品を購入するための予算でございます。修繕料については、道路照明や道路補修に対応するための経費を計上しています。

186をお願いします。委託料でございます。植栽管理業務委託料につきましては、市道法師田線ほか5路線の植栽の剪定などの樹木管理の経費を計上しております。応急対応業務委託料は、道路の破損などの補修に迅速に対応するための委託料です。主には、緊急性の高い、道路舗装や側溝補修等になります。市道整備委託料につきましては、柳井地区6路線、大畠地区8路線の交通量の多い路線の草刈業務と枯れ木または木の枝が通行に支障となっている立木等の伐採及び横断暗渠や側溝の清掃業務に係る経費を計上しております。なお、草刈りについては、車両等の通行に支障とならないように年2回を予定し、草刈りの時期につきましてもより効果的な時期に実施できるよう業者等の意見を踏まえて発注したいと考えています。また、平郡地区においては、草刈り、段差・陥没の軽微な補修や大雨や台風後

の崩土の撤去等を行うように年間を通しての委託管理を行っています。次に、道路台帳修正委託料でございます。道路改良工事や開発行為などで、新たに認定した市道及び道路改良工事により拡張された市道の道路台帳を修正する経費を計上しております。令和6年度から過去に開発行為等で帰属された団地内道路や市道認定基準に適合している53か所の市道認定を随時行っているところです。令和7年度に残りの27か所と新たに認定する市道の台帳整備を行いたいと考えています。次の法定外公共物管理システム保守等委託料については、システムの機器等が故障した時にデータを復元できるようにシステムメンテナンス及びバックアップに必要な経費を計上しております。分筆登記委託料は、阿月地区の吉毛線路肩補修工事に伴う登記に必要な経費でございます。

続きまして、使用料及び賃借料でございます。主なものとして重機等借上料ですが、市道補修のためのバックホーやダンプ等の借上料を計上しています。法定外公共物管理システム使用料につきましては、令和5年から5年間の長期継続のシステムリース契約を行っており、それに要する費用を計上しております。

次に工事請負費ですが、2か所の横断側溝の補修と2か所の側溝整備するものです。横断側溝補修につきましては、令和6年度に側溝蓋の跳ね上がり事故があった場所で、事故後にはグレーチング蓋が跳ね上がらないよう、ピンや溶接等により仮対策を講じていますが、グレーチング蓋をボルトで固定できる側溝に更新するものです。また、側溝整備につきましては、中嶋宮ノ下線、落合畑線の側溝整備を計画しています。中嶋宮ノ下線の工事については、ヤナイ園芸の裏側辺りからあさひ製菓シュシュまでのJR山陽本線沿の道路区間で、JR側の路肩に側溝が設置されています。その側溝に蓋がなく、車等の交通量が多いことから、離合が困難な状況になっており、蓋掛けの要望がなされています。昨年も一部の側溝整備を行っていますが、令和7年度は42mを整備するものです。

187号をお願いします。原材料費ですが、下段の補修用原材料費は、市道の補修に必要な常温合材、加熱アスファルト、生コンクリートなどの原材料費を計上しています。

備品購入費については、直営作業で使用する充電式の草刈機とチェーンソーを購入に要する経費を計上しています。

補償補填及び賠償金については、市道の瑕疵による事故等の損害賠償が発生した場合に備えるものでございます。

続きまして、道路新設改良費でございます。こちらは主に道路の新設改良、交通安全対策及びふるさとの道整備事業等に係る経費のほか、山口県が整備される県道等の改良工事に要する負担金を計上しております。

報酬については、登記関係及び用地事務において、会計年度任用職員に要する経費を計上しています。

188号をお願いします。委託料でございますが、ふるさとの道技術支援委託料につきましては、ふるさとの道整備事業に取り組む際に土木業者や建設業者などの支援を受けて、事業を進める場合の経費を計上しております。令和7年度におきましては、日積と伊保庄地区の2地区において、ふるさとの道整備事業に取り組む予定でございます。分筆登記委託料については、ふるさとの道整備事業を行ったことにより、拡張された道路用地を柳井市に名義

変更するための分筆測量等に係る経費を計上しています。

使用料及び賃借料ですが、生活道路舗装整備重機等借上料とふるさとの道整備重機等借上料については、地元住民が自ら道路を整備するのに必要な重機等の借りに係る経費を計上しています。次の市道改良重機等借上料は、市道の改良をする際に必要な、重機の借上料を計上しております。生活水路補修整備重機借上料は、用途区域内の水路については、今までは下水道課が管理していましたが、令和7年4月から土木課で管理することになり、生活道路などと同様に地元で行う水路補修等に必要な重機借上料を新たに計上させていただいたものです。

続きまして、工事請負費でございますが、市道整備工事費については、北部柳井田布施線と柳井田布施線の2路線の舗装工事に必要な経費を計上しております。舗装工事については、両路線とも既設の舗装をはぎ取り、打ち換えを行う予定でございます。次の第二種交通安全対策工事費、通学路交通安全対策工事費については、薄くなった区画線の再設置、道路反射鏡や防護柵の設置及び市内の学校の通学路における学童注意、スクールゾーン等の路面標示の再設置に必要な経費を計上しております。なお、第二種交通安全対策工事につきましては、年に1回開かれる柳井市通学路安全推進会議による要望等の箇所について行っている状況です。

原材料費でございますが、ふるさとの道及び生活道路整備の原材料費につきましては、地元の皆さんで整備される場合の生コン、砕石、側溝、溝蓋などの原材料の経費でございます。また、市道改良原材料費は、市で道路改良等行う際の生コン、アスファルト合材等の原材料を購入するための経費を計上させていただいております。生活水路補修整備原材料費は、先ほど重機借上料の際に御説明いたしました下水道課で管理していた水路に係る原材料費でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、県事業負担金として山口県が行っています県道光日積線の日積大原地区と伊陸丸山地区の改良工事に要する負担金と土穂石川河川改修事業に伴う土穂石橋架替工事の負担金を計上しております。

189番をお願いします。続きまして、橋りょう維持費でございます。こちらは橋梁の維持管理に伴う経費を支出しているものでございます。

工事請負費については、新旭橋、本谷大橋、善行寺橋の橋りょう補修工事に必要な経費を計上しております。なお、橋梁補修工事については、橋梁個別施設計画により、年次計画を立てて補修等を実施しているところです。

190番をお願いします。河川総務費でございます。

需用費の主なものは、土穂石川、柳井川排水機場の点検、運転に必要な消耗品、燃料費、電気代に係る費用を計上しております。

委託料でございますが、県から委託されている土穂石川排水機場と柳井川排水機場及び東浜樋門の管理と排水機場の運転に係る経費や場内の草刈り及び柳井川の陸こうの管理等に必要な経費を計上しております。ハザードマップ作成業務委託料は、水防法の改正により、洪水浸水想定地域の指定対象地が拡大されたことに伴い、新たに洪水ハザードマップを作成するものです。

次に負担金補助及び交付金でございますが、県が行います急傾斜崩壊対策事業3地区における県事業負担金を計上しております。

191頁をお願いします。港湾管理費でございます。海岸保全施設の管理委託及び県の港湾施設改修事業等の地元負担金に要する経費を計上しています。

委託料でございますが、草刈作業委託料は、1号埋立地、2号埋立地の市道沿いの草刈りや植栽の剪定等に要する経費を計上しております。海岸保全施設操作委託料は、県から委託されています海岸保全施設につきまして、7か所の海岸高潮の樋門管理及び港湾区域内の陸こう32か所の台風等の高潮対策時の閉鎖に必要な経費を計上しております。

負担金補助及び交付金ですが、主なものは、柳井港、港湾区域内の港湾整備や海岸高潮対策等の県事業の整備に要する負担金を計上しております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

委員（川崎 孝昭） 草刈りのことで年に2回と聞いておりますが、市道のどの範囲をやられますか。あと市道の延長はどれぐらいですか。

土木課長（石原 和男） 市道につきましては、総延長が481.7kmでございます。そのうち交通量の多いところを草刈りさせていただいておりますが、今回草刈りをさせていただくところが柳井地区では、久可地大原線、大原笠塚線、中大里木船線、馬皿新庄線、黒島小野下線、法師田線でございます。大島地区は、石神市ノ坪線、中筋殿畑線、滝本高藤線、中筋宮岬線他4路線の8路線でございます。

委員（川崎 孝昭） それより小さい市道はどうされますか。私が聞いているのは、200円の補助が出て地元がやっているというのを聞いたのですが、高齢化が進んでどうしようもないというのは聞いているのですが。

土木課長補佐（向川 洋治） 柳井市の市道の草刈りでお金を出しているようなことはなく、燃料費とかの支給はさせていただいておりますが、県道とかだといくらかお支払するというのを聞いております。土木課のスタイルといたしましては、そういう形で草刈りボランティアをやっただけのところには燃料費を支給しております。通行に支障が出るものについて今刈っていつているところではございますが、全ての路線を刈っていくのは難しいところがございますので、今後の検討課題と考えております。

委員（川崎 孝昭） 大久保とかは県道じゃないですね。上のほうの道は。市民から200円出ると聞いたのですが。

土木課長補佐（向川 洋治） 土木課としてお支払している実績はございません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 186頁14節の維持補修工事費で、先ほどの説明の中で東条大橋の下の直線道路を蓋掛けするとおっしゃっていましたが、片側はもう全部塞ぐようになるのですか。

土木課長（石原 和男） 今回の42mにつきましては、東条大橋から西側の部分を完成します。ただそれからヤナイ園芸側のJRのほうが一部残っております。地元からの要望で、ヤナイ園芸裏の水路がございますが、6、7mぐらい電柱があったことにより蓋掛けができなかつ

た部分があります。そこと東条大橋の下に踏切があると思いますが、そこも通学路として子どもが通るのに危ないということでどうにかして欲しいと要望がございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（岡村 茂樹） 190年度の1目河川総務費の委託料の柳井川樋門管理委託料について425万円で計上されていますが、令和6年度は300万円程度だったと思いますが、増額された理由を教えてください。

土木課長（石原 和男） 柳井川の樋門管理をトオル電気株式会社に委託しておりますが、労務費が上がってきておりますので、見積もりを取らせていただいてやれないと聞いておりますので、今回増額しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（君国 泰照） 190年度の委託料でハザードマップ作成業務委託料がありますが、これは皆さんに言ってもしょうがないですが、2回も3回もハザードマップができておりますが、市民の家を訪問しても全然そんなの知らないよとか、しまい込んでいて分からない、中には、玄関口に貼っていて家族みんなで一緒に行ってみる家もありますが、もうちょっと利用してもらうために何か良い方法がないか。せっかく良いものを作ってもらっているのですが、市民はほったらかしにしている人が多いんですよね。市の広報でも一緒ですがああいうのはいらんよっていう人が最近多いです。その辺の良い案はないですかね。

委員長（三島 好雄） 答えられる範囲でお願いします。

土木課長（石原 和男） いろいろなハザードマップを作らせていただいておりますが、市民に配布させていただいた後は、今回の件でいえば、こういう時にはどこに逃げるのかとか自主防衛という形で地元の中で自主防災組織とかありますが、そういう中でどこに避難したらよいかなど確認していただけたら一番良いのですが、コミュニティが薄くなった状態の中でせっかく作ったものに対して全然見ていないという方もいらっしゃると思います。市としては今回のハザードマップを作った上で避難するタイミングを把握していただくために参考に提供させていただいております。どういう形にしたら良いかというのは、今後の課題と考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 186年度の委託料の植栽管理業務委託料と191年度の草刈作業委託料でどちらにしても道路のほうも年に2回で、業者と話をして適切な時期にという話がありましたが、やはり適切な時期にさせていただかないと全然効果がないといいますか、業者の関係もあつてなかなか難しいのもわかりますが、できる限り適切な時期にやってもらえるようにしてもらいたいです。

土木課長（石原 和男） 草刈りをするのに一番良いのは盆前とかになりますが、市だけでなく、県や個人の方も草刈りの依頼があるということで、なかなか手が取れないと聞いております。市としても早い時期から入札を行い、期間をちょっと長めにし、適切にやっていただくように業者をお願いしたいと考えております。

委員（藤沢 宏司） もう1点。188年度の工事請負費の中で白線を引くという話がありましたが、以前からも部長にお話ししていますが、白線がすぐ消えるので白線の厚さが足りないん

じゃないかとか、最近の車はタイヤが良くなったからじゃないかとか冗談話でそういう話もあったのですが、本当にすぐに消えていて、今頃の車ははみ出したら警告を鳴らすような車もあったり、せつかくそういった安全対策がついている車も線が消えていたら安全対策にならないんですよ。市民の皆さんからもたくさん消えているからどうかして欲しいという声が皆さんのところにも出てきていると思うのですが、また今年はそういう要望も多い年だと思いますので、パトロールもされていると思いますし、我々も消えているので何とかしてくださいと市民から来たら皆さんにお願いしようと思いますが、ぜひその対応や消えない白線がないのかお聞かせいただけたらと思います。

土木課長（石原 和男） 消えない白線につきましては調べてみますがおそらくないと思います。今、土木課でも区画線が薄い箇所につきましては、リスト化させていただいて今後再設置する準備をさせていただいております。

委員長（三島 好雄） 白線は計画を立てて定期的にやっていると思いますが何年ぐらいのスパンでやっていきますか。

土木課長補佐（向川 洋治） 区画線の時期ですが、具体的な時期は設けておりません。要望があった箇所で現場を見て対応していくという形をとっておりますので、480か所近くある路線をすべて見て回っておりませんので、誠に申し訳ないのですが、声がかかったところや要望があったところを随時確認してやっているのが現状でございます。

委員（藤沢 宏司） 部長さん、今の答弁でいいのですか。要望の多いところからやる。本当にそれでいいのですか。それだったらすごい要望を上げますよ。

建設部長（重村 仁志） もちろん要望もお聞きして現地を確認させていただきますが、当然パトロールもしておりますので、パトロールで薄くなっているのを確認したところについては当然優先順位が高いところなので、白線の更新をさせていただきます。何年に1回ということ区画線については、交通量に比例して区画線が消える頻度が変わってまいりますので、何年に1回と決めるのではなく、現地を確認して、消えていけば引くということでございます。ただ予算が第2種交通安全対策工事とか通学路安全対策工事とかでやることになりますので、年に2回程度まとめて工事を出すことになりますので、要望とかそれを見つけ次第引けるということではございませんので、多少待っていただくことにもなります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（篠脇 丈毅） 私の聞き違いかもしれませんが、190分のハザードマップ作製業務委託料で、範囲を拡大するという説明だったかと思いますが、どの範囲を拡大するのですか。

土木課長補佐（大野 満明） 今までは柳井川、土穂石川、灸川の3河川でございましたが、令和3年度に県の河川簿の改正で、柳井市内の8水系13河川を浸水想定区域にするということで、柳井市も新たにハザードマップを作成するというのでございます。令和7年度は6河川、令和8年度は7河川の作成を予定しております。河川名としては、令和7年度は由宇

川、日積川、若杉川、大里川、滝川、石神川、令和8年度は境川、片野川、黒杭川、土井川、人数川、四割川、舞谷川の計13河川を予定しております。

委員外銀（篠脇 丈毅） 我々が関心あるのは、市街地に近いところの河川がどうなのか。危ないのかということです。市街地に近いところで新たにハザードマップに入れてまで市民の皆さんに喚起をしないといけないところがあるのか改めて聞きに行きますのでお願いします。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員外議員（山本 達也） 188号18節県事業負担金で、光日積線は計画事業として平成21年から30年計画で始まった工事ですが、県事業ですが負担金をこれだけ出しているのですが、30年計画の倍ぐらいじゃないかというぐらいスローペースなんです、今回丸山地区と言われましたがどれぐらいの延長するような計画なんですか。

土木課長（石原 和男） 大原地区が975万円の負担金で、丸山地区が3,900万円で、負担率は大原地区が10%で、丸山地区が5%となっております。それと土穂石橋の架け替えの工事の負担率が78%となっております。大原地区が延長10m、丸山地区が改良工事の延長が10mとなっております。加えて今回の工事につきましては、移転補償などを計上しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、192号の都市計画費から土木施設災害復旧費までについて、執行部から説明をお願いします。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 予算説明書の192号を御覧ください。5項の都市計画費でございます。

1目都市計画総務費について、歳出の主なものを御説明いたします。

報酬につきましては、都市計画審議会に係る委員報酬でございます。都市計画審議会は1回分を計上しております。

193号委託料につきましては、OA機器保守点検委託料では、都市計画図などの地図情報を管理しているシステムにおいて、データの保全や故障などの対応のため、年1回の保守点検を専門の業者に委託するものです。立木伐採等業務委託料では、令和5年3月末で解散した土地開発公社から財産帰属を受けた宮野団地東側の法面で繁茂する竹の伐採に係る経費を計上しています。データ移行委託料では、統合型GISに都市計画関連の情報を取り込むための委託費用を計上しております。都市計画図書作成業務委託料では、都市計画変更手続において、県など関係機関への申請に必要な図書を作成する経費を計上しております。

負担金補助及び交付金では、八幡団地污水处理施設の維持管理にかかる費用を管理組合に負担するもので、市が所有する、分譲14区画分の管理費用を支出するものです。都市計画総務費につきましては、以上です。

次に2目街路事業費について、歳出の主なものを御説明いたします。

旅費では、道路要望に係る旅費として、中国国道協会及び東部高速交通体系整備促進協議会並びに岩国柳井間バイパス建設期成同盟会の要望活動や大会運営に必要な経費を計上しています。

需用費につきましては、光熱水費として、駐輪場、街路照明、散水栓、地下道、エレベーターなどにかかる電気、水道料金を計上しております。修繕料では、街路施設に係る修繕費用を計上しております。

194 号をお願いします。委託料につきましては、清掃業務委託料として、柳井駅前広場、柳井駅南北地下道や柳井駅前自転車駐車場、計3か所の清掃管理を、植栽管理業務委託料として、街路樹の剪定及び草刈りなど植栽管理を、エレベーター保守点検業務として、柳井駅南北地下道エレベーターの運転管理として専門業者による月1回の点検を行うものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、日本道路協会負担金として、来年度から新たに日本道路協会に入会することにしております。日本道路協会は、道路及び交通の発達を推進することを目的として設立された公益財団法人であり、主な会員では、都道府県、市町村や各種団体など約7,000名が加入しております。中国国道協会及び山口県東部高速交通体系整備促進協議会並びに岩国柳井間バイパス建設促進期成同盟会負担金については、道路の整備促進を目的とした協会への負担金でございます。機械類取扱講習会負担金としましては、街路管理において、簡単な草刈り、枝打ち作業は、職員自ら作業を行う際、チェンソーなど作業用工具の資格が必要となることから、チェンソー及び刈払機の取扱作業者に対する安全衛生教育講習会各1名分の負担金を計上しています。街路事業費につきましては、以上です。

続きまして、196 号をお願いいたします。4目都市公園費について、歳出の主なものを御説明いたします。

旅費につきましては、来年度、新たに、公園遊具の日常点検講習会に係る旅費を計上しております。

需用費につきましては、都市公園19か所の管理運営に必要な経費を計上しております。光熱水費は、トイレ、水飲み場、散水栓、公園照明などに係る電気、水道料でございます。修繕料では、柳井川河川公園下流側トイレ内の照明及び園路灯を制御する自動点滅器、タイマーの交換を行うものでございます。

委託料につきましては、管理運営に必要となる経費を計上しております。主なものとしましては、清掃業務委託料として、公園内のゴミ清掃、トイレ内の清掃及びトイレトーパーなどの消耗品の交換を行い、植栽管理業務として、公園内の高木などの剪定及び草刈りを、公園遊具点検委託料として、専門業者によるブランコなど遊具の点検に必要な委託料を計上しております。都市緑化推進業務委託料につきましては、花と緑の街かどづくり事業といたしまして、一般財団法人やない花のまちづくり振興財団と連携し、市民花壇への花の苗の支給や肥料の配布を行うものでございます。

197 号工事請負費につきましては、施設改修工事費として、柳井川河川公園の園路において、土系舗装が劣化し、表面にくぼみができ、雨水が溜まるなど、公園利用者の通行に支障をきたしていることから、公園利用者が安全に通行出来るよう舗装の打ち換えを行うものです。

負担金補助及び交付金では、研修会等負担金として、新規に遊具の日常点検講習会参加費用を計上しております。遊具事故の原因の一つである遊具の不具合については、日々の点検

を実施することにより事故防止に繋がると考えております。現在、遊具点検は、年4回実施し、うち1回は専門業者が行い、3回は市職員が行っておりますが、市職員が行う点検では、経験も少ないことから点検で故障箇所を見逃すことも想定されます。職員が遊具の点検・診断を適切に行うためには、点検を行う職員の技術力を上げることが必要不可欠であり、このため点検講習会を受講する費用を計上するものです。なお、この度受講する講習会は、日本公園施設業協会が、都道府県、市町村の職員など遊具の日常点検を担当する者を対象とした点検講習会です。都市公園費につきましては以上です。

建築担当課長（木戸 三千雄） 続きまして197万円をお願いします。住宅管理費ですが、主に市営住宅21団地の維持管理を行うための予算として計上しております。主なものについて御説明いたします。

報酬ですが、市営住宅入居者選考委員会及び空家等対策協議会の開催に伴う委員報酬でございます。

198万円をお願いします。需用費ですが、消耗品費は、市営住宅の管理に必要な追録代、図書購入費及び市営住宅の修繕に必要な経費等になります。印刷製本費は、住宅の使用料に関する納付書や圧着ハガキの増刷等に要する経費でございます。光熱水費は、高須住宅終末排水路のポンプ使用時に必要な電気料を計上しております。修繕料ですが、住宅の内外部や給排水設備、電気設備などの修繕に必要な経費として計上しております。

199万円をお願いします。役務費ですが、広告費は、本市の所有する分譲団地の販売促進に伴う広告代を計上しています。手数料は、市営住宅明渡訴訟を行う際の裁判所への予納金及び住宅使用料に関する金融機関やコンビニ等への取扱い手数料などとなります。建物保険料は、市営住宅の保険料として計上しております。

次に委託料ですが、消防設備点検業務委託料は、琴風住宅など4団地の消防設備の法定点検を行うためのものです。草刈作業委託料は、分譲団地等の草刈り作業に必要な経費を計上しています。エレベーター保守点検業務委託料は、瀬戸住宅のエレベーター保守点検を行うための経費として計上しています。木造住宅耐震診断業務委託料は、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震診断を行うための経費として計上しています。住宅施設管理委託料は、迫田住宅、高須住宅の合併処理槽の水質検査や維持管理にあたっての業務委託、高須住宅終末排水路ポンプの管理委託など、住宅施設の管理に必要な経費として計上しております。

次に使用料及び賃借料ですが、諸借上料は、災害時などの停電対策として迫田住宅及び高須住宅の合併処理施設を稼働させるために必要な発電機の借上料を計上しております。積算システム使用料は、建築関係の設計業務に使用する営繕積算システムの使用料として計上しております。建築工事等複合単価使用料は、県が業者委託し作成した、建築複合単価を使用するに当たり、必要となる単価の使用料を計上しております。

次に工事請負費ですが、市営住宅補修工事費は、入居者が退去し空き室となった住宅を新たに貸し出しする際に要する修繕工事や住宅内外装の補修工事の費用を計上しています。市営住宅施設改修工事費は琴風住宅の屋上防水改修工事及び瀬戸住宅集会所の外壁等の塗装工事に要する費用を計上しています。

委員長（三島 好雄） それでは休憩に入ります。

(再開 午前10時17分)

委員（川崎 孝昭） 滞納事件とか起きていますか。

建設担当課長（木戸 三千雄） 訴訟対象者として1人検討しておりましたが、収納状況が改善されたことから現在は訴訟対象者はございません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 1967年都市公園費で先ほど遊具の点検で職員が講習を受けるとありましたが、過去から遊具があつて危ないとか壊れたとかいうものは撤去していましたが、撤去した後に新設とかされているのですか。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 遊具を撤去後に新設することは現在ございません。新たに遊具を設置するということも行っておりませんが、今後都市公園のリニューアルも考えております。その際には古開作の西公園は以前ロケットの形をした遊具がございましたが、そこは地元の方も愛着があつて、新たに設置をしてほしいという御意見もいただいておりますので、今後リニューアルの際には遊具の設置も含めて検討してまいりたいと考えております。

委員（藤沢 宏司） 今保育園とかに設置するときにインクルーシブ遊具を導入されているところもございますが、柳井市も導入する考えがあるのですか。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 今後の遊具を設置する際には、誰もが利用できるインクルーシブ遊具の設置も検討しなければならないと考えております。翠が丘防災運動公園におきましては、ブランコを芝生広場に設置しておりますが、そちらのブランコにつきましては、バケットがついたタイプということで、障がい者の方でも1人で座ってブランコを利用できるように、また親御さんと一緒に乗れるような遊具を設置しております。今後都市公園の更新に関してはその辺りを含め検討していきたいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（岡村 茂樹） 2007年負担金補助及び交付金で令和6年度にあった断熱リフォーム促進事業費補助金が令和7年度にはないのですが、令和7年度はやらないということですか。

建築担当課長（木戸 三千雄） 断熱リフォーム補助金につきましては、今年度が2年目で、来年度が3年目でございますが、こちらにつきましては政策的な判断が必要になりますので、6月補正での計上を考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようございしましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（山本 達也） 各個で植栽管理業務委託料とありますが、今回載ってあるだけで建設部で総額でどれぐらいあるのですか。いや、やはりいいです。今更ですが発注方法はどういう方法でやっておられますか。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 植栽管理につきましては、指名競争入札により、市内の造園業者を指名して入札を行っております。

委員外議員（山本 達也） 令和6年度の3月補正とかを見ても年度末だと不用額なんかが出てくるのですが、植栽業務委託料でそういうのはあまり見たことがない気がするのですが、ちょっと気になったのは発注方法や業務内容がきちんと適切にされているのか気になったの

ですが。

都市計画・建築課長（礒部 浩昭） 植栽管理につきましては、市内業者に依頼して業務をしていただいておりますが、業務発注して落札減というものが発生しております。予定価格に対して低く業者が入札され執行残が出ますので、その残につきましては、随時住民の方から木を切ってほしいとか、草刈りをしてほしいといった御意見をいただいておりますので、そういったところに新たに業務として発注しております。これについても指名競争入札で業者を決定しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第18号中の建設部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号中の建設部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、分割付託となっております議案第24号令和6年度柳井市一般会計補正予算（第7号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

土木課長（石原 和男） それでは53分の道路維持費でございます。

委託料の市道整備委託料については、入札減による事業費の額の確定により減額するものでございます。

道路新設改良費の県事業負担金は、山口県が整備している県道の改良工事における事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、河川総務費でございます。

需用費の燃料費は、柳井川と土穂石川の排水機場の稼働に要する燃料費となりますが、実績見込みにより減額するものです。

次に工事請負費の河川浚渫補修工事費については、落札減の積み上げによって減額するものです。

54分をお願いします。負担金補助及び交付金は、山口県が整備している急傾斜等の災害防止工事における事業費の見込み額が増額となったことにより、負担額が増額するものでございます。

続きまして、港湾管理費でございます。

委託料は、柳井市不燃物処理場である、柳井湾2号工区の公有水面埋立に係る竣工期間の延長を行うための申請図書作成業務の経費でございます。入札減による額の確定により減額するものでございます。

負担金補助及び交付金の県事業負担金でございますが、県営の港湾整備等の事業費の額の確定により減額するものでございます。以上でございます。

都市計画・建築課長（礒部 浩昭） 続きまして、都市計画費、都市計画総務費でございます。

補正予算書 55 頁の報酬及び旅費につきましては、当初、会計年度任用職員を予定しておりましたが、不要となったため、会計年度職員に係る費用、報酬、旅費について減額をお願いするものでございます。

街路事業費及び都市公園費につきましては、財源の振替を行うものでございます。

建築担当課長（木戸 三千雄） 続きまして住宅管理費でございます。

56 頁をお願いします。役務費ですが、訴訟対象者の滞納状況に改善が図られ、訴訟対象から除外したため、減額するものでございます。

次に委託料ですが、木造住宅耐震診断業務委託料は、旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震診断を行うもので、4 件の実績となり額が確定したことから減額するものです。市営住宅明渡等訴訟業務委託料は、役務費と同様に、訴訟対象者の滞納状況に改善が図られたことから減額するものです。

工事請負費ですが、市営あさひ住宅解体工事の入札減に伴い額が確定したため減額するものです。

負担金補助及び交付金ですが、住宅・建築物耐震化促進事業費補助金は旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震改修に対する補助を行うものですが、申請はありましたが、取り下げられたことから減額するものです。老朽危険空き家除却事業費補助金は、危険な空き家の解体に補助するもので、事前の相談はありましたが、現地調査の結果、補助対象外となったため、減額を行うものです。断熱リフォーム促進事業費補助金は、64 件の申請があり、額が確定したことにより減額するものです。

土木課長（石原 和男） 64 頁をお願いします。現年土木施設災害復旧費でございます。

委託料の崩土取除委託料及び測量・設計委託料については、実績に伴い減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。8 頁をお願いいたします。

土木費の道路橋りょう費、交通安全施設等整備事業の工事を 2 件、市道改良事業の工事に 5 件、交通安全施設等整備事業の工事を 2 件、市道改良事業の工事を 2 件、社会資本整備総合交付金事業の工事を 2 件と測量設計業務に 2 件、用地購入費として 2 件の繰越を行うものです。

港湾費、第 2 号工区埋立事業の竣工期間延伸許可申請書作成業務 1 件の繰越を行うものです。

災害復旧費、土木施設災害復旧事業（単独災害・現年）の単独災害復旧工事で 1 件、その下の公共災害・過年が 1 件繰越を行うものです。

都市計画・建築課長（礒部 浩昭） 都市計画費、古開作中央線道路施設リニューアル事業でございます。繰越理由としましては、交通規制など、地元及び関係機関との協議に時間を要したことによるものでございます。

次に、街路施設長寿命化対策事業では、柳井駅門の前線の街路照明更新において、既存の照明を利用するに当たり、塗装や電球の色合いなど、地元商店街との協議に時間を要したことによるものでございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はござ

いませんか。

委員（中川 隆志） 5 3 号河川総務費の需用費の燃料費で、7 1 万 1, 0 0 0 円減額というのですが、今年は燃料費がずいぶん値上がりしているのにこれだけ燃料を使わなかった原因は何でしょうか。

土木課長（石原 和男） 土穂石川と柳井川の排水機場は高潮等があった場合に稼働するのですが、令和 6 年度につきましては、高潮等でポンプを回すことがなかったため、毎月の試運転しか燃料を使わなかったため、減額を行っております。

委員（中川 隆志） 回すだけの高潮がなかったということですね。

もう 1 点。同じ観点から 5 6 号負担金補助及び交付金で 3 つの事業いずれも減額となっていて、断熱リフォーム促進事業については需要があったのだと思いますが、他の事業で一つは取り下げられた、もう一つは対象外だったということですが、それ以外にも補助金の申請はあったのですか。

住宅担当課長（木戸 三千雄） まず住宅・建築物耐震化促進事業補助金につきましては、耐震診断は 4 件実績がございます。耐震改修補助は 1 件事前相談がありましたが、そちらについては申請者が体調不良ということで申請の取り下げがありましたので、今回その分を減額しています。老朽危険空き家除却事業費補助金につきましては 4 件分予算を計上していましたが、事前の申請相談はございましたが、それぞれ現地に赴き職員が補助要件に合致するか確認したところ、補助要件に合致しないケースでございましたので、その分を減額するものでございます。

委員（中川 隆志） そうすると耐震診断については、行ったけど実際の工事については辞退されたのでやらなかったということですね。老朽危険空き家については、4 件あったけど調査したら対象外だったということですが、対象外となった理由は何ですか。

住宅担当課長（木戸 三千雄） 老朽危険空き家の対象外の理由ですが、こちらは国庫補助事業でございまして、危険な空き家である要件がございます。柱が曲がっているとか、基礎部分にひびが入っているといったところをそれぞれ個別に点数化した、評点というものがございます。この評点が一定の数値を超えますと補助の対象となりますが、今回事前に相談していただいたものについては、その基準に届かなかったため、実績が伴わなかったものでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 8 号第 2 工区埋立事業ですが、不燃物処理場の延命化するための申請が単にできなかったということですか。

土木課長（石原 和男） 2 号埋立地につきましては、昭和 5 9 年に竣工して延伸を 4 回させていただいております。当然、市民生活課としては、こちらはごみ処理場として運転して欲しい。反対に埋立申請については、目的があって埋め立てをするということで、県としては早く埋め立てなさいよということで、市の考えと県の考えが異なっておりますので、その辺りを調整する協議に時間を要したため繰越すものでございます。

委員（藤沢 宏司） 結論的には、市の意向はとおるのですか。

土木課長（石原 和男） 今回も延伸していただくように図書を作成していく予定でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 同じく8分の街路施設長寿命化対策事業で住民の方との協議が長引いたということですが、どういう理由でしょうか。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 街路施設長寿命化対策事業につきましては、柳井駅門の前線の街路灯の更新を行うもので、整備につきましては地元の商店街、駅通り共栄会の方々と町並み協定を作って整備を行っております。道路空間につきましても舗装材、照明等につきましても地元の意見を聞いて、あのような形になっております。地元の方々も思い入れがあるということで、新しい照明に取り換えるというわけにもいかず、今の照明を大切に使いたいという御意向がございました。今はナトリウム灯という電球を使用しておりますが、今後LEDに更新していく中で、ナトリウム灯は黄色っぽい電球でございますが、LEDになるとその辺りの風合が変わってしまいますので、その辺りの細かいところも含めて協議をさせていただいております。その辺りで時間を要したため繰越になっております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（篠脇 丈毅） 藤沢委員がおっしゃられたのでついでお尋ねしますが、ごみ埋立地は都市問題なんですよ。だから県知事が早く埋立をなさいとおっしゃっても、都市問題としてこれを動かさないんですよ。だから仕方なく埋立法に基づいて粛々と手続きをやっておられるということですよね。

土木課長（石原 和男） 議員おっしゃられるとおりそういった形で進めさせていただいております。

建設部長（重村 仁志） この埋立の目的は運動公園を造るという目的で埋め立てております。今回は埋立に使う土がどうしても足りず、埋立ができなかったということで、工期を延伸させていただいているということでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第24号中の建設部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の建設部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、大きな2番の付託調査事項についてでございます。

1番目の中心市街地の活性化と企業誘致について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

建設部長（重村 仁志） ございません。

委員長（三島 好雄） それでは、各委員さんからこの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

次に、大きな3番のその他の事項についてでございます。

執行部からこの委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

都市計画・建築課長（磯部 浩昭） 都市計画・建築課では、今年度、都市計画道路の変更・廃止を行いましたので、その内容や経過について御報告申し上げます。

都市計画道路の見直しの背景としましては、長期にわたって整備が未着手である都市計画道路が存在しており、その多くは昭和40年代までに都市計画決定されたものです。計画した当初は、自動車交通量も増加傾向にあり、市街地が拡大されることが予想されていましたが、近年では、用途地域内においても人口減少が進み、市街地の拡大が収束していることなど、計画決定した当時と比べて、社会情勢が大きく変化しております。それによって当時と現在とでは、都市計画道路の必要性に変化が生じていることから、令和3年8月に柳井都市計画道路見直しの方針を策定し、以後、都市計画道路の見直しを行っております。

1図を御覧ください。今年度、変更を行いました路線の拡大図です。赤色で着色している区間は変更、黄色は、廃止区間、緑色は変更なしを示しています。図面上側の東条線及び境開下馬皿線は、県事業の主要県道柳井玖珂線交通安全事業の実施に伴い、道路幅員が広がることに伴い変更を行うものです。また、柳町土穂石線、柳井新庄線、柳井駅八丁土手線、柳井駅門の前線、境開下馬皿線については、都市計画道路見直し方針に基づき、全線廃止及び一部廃止などの変更を行うものです。

2図をお願いします。次に都市計画決定に至る手続きの流れについてですが、都市計画の策定の経緯の概要を御覧ください。東条線の事業説明会を令和6年2月29日に柳井市西福祉センターで開催し、都市計画決定変更を行う予定である旨説明を行いました。その後、令和6年3月21日には、土地所有者など関係者を対象とした都市計画道路見直しに係る意見交換会を開催しております。素案の縦覧につきましては、令和6年10月11日から11月12日まで行いました。また、説明会を令和6年10月21日に2回柳井市文化福祉会館にて開催しております。11月5日までに公述の申し出期間中に申し出がありませんでしたので公聴会は開催しておりません。計画案の縦覧を経て、令和7年1月7日に本市都市計画審議会を、2月6日には山口県都市計画審議会に諮り、原案のとおり可決されております。令和7年3月7日に決定告示により一連の変更手続きは完了しております。引き続き来年度においても都市道路の見直しを予定しております。

都市計画道路の変更については、関係者への丁寧な説明に心がけ、進めてまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、その他の件で各委員の皆さんから建設部の所管に属する事項について、御質疑等がございましたらお願いいたします。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

ここで3月末に役職定年を迎えられる重村部長から、御挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

〔 この間 重村建設部長挨拶 〕

委員長（三島 好雄） 以上をもちまして、建設部関係の審査を終わらせていただきます。各委員の皆さん、また、執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。ここで委員会を休憩いたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時5分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。今からは上下水道部関係の審査に入ります。

初めに、大きな1番の付託議案等の審査を行います。

議案第6号柳井市下水道条例及び柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 議案第6号について補足説明を申し上げます。本議案は、下水道事業を地方公営企業法の一部適用に変更することに加えて、法令改正等による所要の改正をするため関係する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容としましては、地方公営企業法の管理者に関する規定を適用しないこととするため条例中の管理者を市長に変更し、また、水道水を使用した場合の下水道に排除した汚水量算定の根拠となる条例を柳井市水道条例から柳井地域広域水道企業団水道事業給水条例に変更することに加え、公共下水道事業と農業集落排水事業で共通する排水設備計画に関する手続きで、申請者等の利便性向上のため、申請書などの様式を統一する上で必要な規定を改正するものです。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

委員（藤沢 宏司） 11条中の第10項中の大腸菌群数を大腸菌数に改めるとありますが、大腸菌群はおそらく大腸菌以外のものもあるということなんだろうと思いますが、それから大腸菌だけにすると検出されるものが減って、人体に影響がないのかと思ったのですがどうなのでしょう。

下水道課長（糸浴 秀樹） 大腸菌群数から大腸菌数に変わることによって、大腸菌の全体数の中に他の菌も混ざっていないかという御質問だと思いますが・・・。

委員（藤沢 宏司） 大腸菌群となると一つ枠が大きくなるじゃないですか。今までは大腸菌のほかにもそういう菌が大腸菌群の中にもあるんじゃないですか。今度は大腸菌だけになるじゃないですか。そうすると他のものは調べなくてもよくなったときに、他のもので調べないといけなかったものが調べないから出ないわけじゃないですか。出なかったときに人体にそのものが影響することはないんですか。

上下水道部長（西本 和生） 今までは大腸菌だけを検出するのが観測上難しかったため大腸菌群で今までは基準を設けておりました。今般検査機器の精度が上がってきており、大腸菌だけを正確に測定することが技術上可能になったということで環境基本法の水質汚濁法の基準が変わったということになります。それを受けて今回変更するというところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第6号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第18号令和7年度柳井市一般会計予算、これを議題といたします。

説明は特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要といたしたいと思います。委員の皆さんには、活発な御質疑、御意見等していただき、十分な審査をしていただきますようお願いいたします。

143ページの環境衛生費から194ページの都市下水路費について、執行部から説明をお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 水道の遊休施設管理、飲料水対策、広域水道出資等事業の業務については、水道事業の経営統合により下水道課が引き継ぐことになっておりますので下水道課より説明いたします。

予算説明書の145ページをお願いします。環境衛生費の委託料の草刈作業委託料のうち、234万3,000円が水道事業、簡易水道事業等の水道課所管の遊休施設の維持管理の委託料になります。

負担金補助及び交付金の水利施設整備事業負担金は、建設から30年以上経過した石井ダムの老朽化した機器の更新費用について、建設時に決められた柳井市水道事業の水利権の割合で負担するものです。広域水道企業団公営企業職員基礎年金拠出金等負担金は、柳井地域

広域水道企業団への負担金で企業団職員の人件費の内柳井市が負担すべきものです。地方公営企業法に定めがあり、具体的には基礎年金拠出金及び児童手当を負担するものです。広域水道企業団柳井市水道事業負担金、広域水道企業団柳井市水道事業補助金、146分の投資及び出資金の広域水道企業団柳井市水道事業出資金は、柳井地域広域水道企業団の柳井市水道事業に対する繰出金です。柳井市水道事業に対する繰出金は、令和6年度まで諸支出金の科目内に計上していましたが、水道事業の経営統合により広域水道企業団が柳井市水道事業を実施することになるため、令和7年度予算は広域水道企業団に対する負担金が計上されている衛生費の科目内に計上しております。浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽設置補助として国庫補助事業65基分と単独事業14基分を計上しております。単独事業分は污水处理施設整備構想の見直しにより、公共下水道事業計画区域外となった区域において一般住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に汲み取りや単独処理浄化槽からの転換や新築住宅で要件を満たす場合において、設置費用に対して国庫補助金額と同額を上乗せ補助するものです。国庫補助事業分の財源としては、38分の衛生費国庫補助金の環境衛生費補助金、循環型社会形成推進交付金が補助率3分の1で充当されます。飲用水応急対策事業費補助金は、水道の未普及地域において、飲用水から水質基準を超過する指定物質が検出された場合に安心して飲用することができる水を確保するため、浄水器を設置する者に対し補助を行うものです。

続きまして194分をお願いします。都市下水路費は、市街地における雨水対策として下水路や雨水排水ポンプ場などの維持管理費や改良工事費等を計上しております。令和7年度予算資料の1分を御参照ください。都市下水路として指定されている下水路で公共下水道事業計画区域内にあるものについては、令和7年度から下水道事業会計で予算計上しそれ以外の下水路の維持管理、整備に関する費用は土木費で計上することとしておりますが、資料の位置図で柳井高校の西側の辺りを矢印で指して東向地地区下水路改良工事と記載しておりますが、こちらの下水路改良工事については、財源として有利な緊急自然災害防止対策事業債を活用して令和6年度以前から実施しておりますので、引き続き都市下水路費で計上しています。また、一般会計で整備したポンプ場の維持管理等に係る費用についても令和7年度から土木費で計上することとしておりますが、公共下水道事業で整備した雨水ポンプ場のポンプを増設するまで稼働する予定のポンプ場として、築出・宮の下ポンプ場、古開作排水機場、国道柳井平生バイパス整備に伴う対応が必要なポンプ場として西田布路木ポンプ場に係る費用は引き続き都市下水路で計上しております。

予算説明書194分需用費の燃料費や光熱水費につきましては、資料で図示しているポンプ場の燃料代や電気料になります。195分の修繕料も資料で図示しているポンプ場の緊急対応用の修繕料で、排水ポンプ施設修繕料は、古開作排水機場の冷却水槽、圧縮機修繕費を計上しております。

役務費の建物保険料は古開作排水機場の建物共済保険料になります。

委託料の排水ポンプ運転・樋門管理委託料は、資料で図示しているポンプ場のうち、築出・宮の下ポンプ場の運転管理を委託するものです。東土穂石雨水ポンプ場の完成により築出・広瀬地区の雨水排水能力は向上しましたが、今後行う雨水幹線の整備とその後に行うポンプの増設をするまで当該ポンプ場の運転管理を継続する予定にしています。測量・設計委託料

は、柳井地区広域消防組合消防本部の移転新築に合わせて行う幹線水路改修に伴う測量設計業務委託料です。財源として61分の土木債の普通河川整備事業債の防災対策事業債を活用する予定です。測量・分筆業務委託料は、東向地地区下水路改良工事で整備した水路について、今年度の工事完了後に用地の寄附を受けるため測量・分筆を行うものです。

使用料及び賃借料の自家発電機借上料は、災害対策として発電機、ユニック、水中ポンプの借上料を計上するものです。

工事請負費の下水路改良工事費は、資料にお示ししております東向地地区下水路改良工事になります。令和4年度からの継続事業で法定外公共物の水路の拡幅工事でございます。財源として61分の土木債の普通河川整備事業債の緊急自然災害防止対策事業債を活用し、令和7年度まで当該水路の改修を行う予定です。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（藤沢 宏司） 195分の排水ポンプ場施設修繕費で古開作排水機場と言われましたが、古開作排水機場は昔からあるポンプ場ですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 昔からあるポンプ場でございます。

委員（藤沢 宏司） 経済部から受けたやつだと思いますが、あれはまだ使わないといけないのですか。廃止して撤去したらきれいになりますし、維持管理費もいらないのではないですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 経済建設課が所管しております古開作排水機場を含めて古開作排水区の雨水の排除を計画しております。今後は雨水幹線を整備して、ポンプを増設して、その後古開作排水機場の撤去となる計画としております。

委員（藤沢 宏司） それってまだ10年とか15年先なんですよ。確か古開作の排水機場を作ったのは平成15年かそのくらいだったかと思います。古開作のポンプ場はモーターが1台とディーゼルのポンプが3台つくんでしたよね。水路の改修もそうですが、古くなっているのでそろそろ計画を立てたほうがいいと思うのですが、その辺りの考え方を教えてください。

下水道課長（糸浴 秀樹） まずは短期的な計画として柳北排水区の雨水幹線の整備を予定しております。その次に田布路木雨水ポンプ場の雨水幹線の整備を行いまして、ポンプの増設をします。その次に古開作雨水ポンプ場につながる幹線の整備を行いまして、ポンプの増設を計画しております。それを全て同時に行うのは難しいため、今の順番で整備を計画しております。

委員（藤沢 宏司） あまり言いたくはありませんが、やっているうちに古いポンプ場がどんどんボロボロになるので並行してやらないといけないところも出てくると思いますので、その辺は今後の長期にわたる計画になりますが、いずれにしても全部整備が終わってもまた何年かしたら取り換えになりますし、ポンプ場自体がボロボロになりますのでその辺も含めて長期計画でやっていただけたらと思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はござ

いませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第18号中の上下水道部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号中の上下水道部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第23号令和7年度柳井市下水道事業会計予算、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 令和7年度柳井市下水道事業会計予算書の22頁実施計画明細書をお開きください。収益的収入及び支出の収入の部でございます。

営業収益の下水道使用料は、直近1年間の平均調定水量、有収水量とこれまでの推移を踏まえて計上しております。

雨水処理負担金は雨水ポンプ場の維持管理、支払利息及び減価償却に要する額を計上しております。

営業外収益の他会計負担金及び他会計補助金は、一般会計からの繰入金について、基準内の繰り入れを負担金、基準外の繰り入れを補助金としてそれぞれ計上しております。

国庫補助金は内水ハザードマップ作成業務に係る社会資本整備総合交付金と農業集落排水の維持管理適正化計画策定に係る農村整備事業補助金でございます。

長期前受金戻入は、補助金等により取得した資産に係る減価償却費に充当されるものとして計上しております。

23頁をお願いいたします。支出の部でございます。

管渠費は中継ポンプを含む管渠施設の維持管理に係る費用でございます。主なものとして、管渠施設維持管理業務、機器の点検業務に係る委託料、神代・大畠地区の中継ポンプ施設の機器交換等に係る修繕費を計上しております。また、中継ポンプの電気代として動力費を計上しております。

次のポンプ場費は雨水ポンプ場の維持管理に係る費用でございます。主なものは、職員の給料、手当等の人件費、各ポンプ場の維持管理業務、古開作雨水ポンプ場天井クレーンなどの機械点検に係る委託料を計上しております。24頁の修繕費では、古開作雨水ポンプ場の電動ポンプの分解整備や田布路木雨水ポンプ場の空気圧縮機の修繕など機能を維持するうえで必要な点検整備や緊急対応のための修繕費、動力費では各雨水ポンプ場の機械装置等の運転に要する電気料や燃料費を計上しております。

次の処理場費は浄化センターの維持管理に係る費用でございます。主なものとして、委託料では、浄化センターの維持管理業務、異常や故障発生時の緊急対策業務に係る委託料、修繕費では、農業集落排水の処理場の各種ポンプの分解整備点検・交換、ばっ気攪拌装置の分解整備点検のほか、電気機器の保護のため電気室への空調設備設置費を計上しております。

動力費については、公共下水道、農業集落排水の処理場の電気代を計上しております。薬品費については農業集落排水処理場の放流水消毒用の薬品等に係る費用になります。

次の総係費は、事業活動の全般に関連する費用、その他の業務に要する費用を計上しております。24号から25号の上段にかけて、職員の給料、手当等の人件費と退職給付費を計上しております。委託料では、内水による浸水情報と避難方法等に関する情報を住民に分かりやすく提供する内水ハザードマップの作成業務委託料、社会資本整備総合交付金の個別補助金を受けて実施した東土穂石雨水ポンプ場整備事業の事業成果を客観的に調査・検証する業務の委託料、令和5、6年度で策定する農業集落排水施設の維持管理適正化計画に基づき、処理区の統廃合等を行う事業計画を策定する農業集落排水施設調査計画策定業務委託料、下水道料金システムや企業会計システムなどの電算システムの保守、改修等に係る委託料を計上しています。負担金は、広域水道企業団に委託して実施する窓口業務等に係る下水道事業の負担金、下水道法令で定める下水道施設の設計、管理を行う上で必要な資格を得るための講習受講に係る負担金などを計上しております。

26号をお願いします。減価償却費は令和6年度までに取得した資産についての令和7年度分の減価償却費を計上しています。

資産減耗費は令和7年度に更新のため処分を行う資産の除却費を計上しています。

営業外費用の主なものは、企業債の長期償還利子とその他雑支出に計上している仮払消費税です。

27号をお願いします。資本金収入及び支出の収入の部でございます。

企業債は下水道事業に係る企業債でございます。

次に出資金の他会計出資金は一般会計からの繰入金でございます。

補助金は公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金でございます。

分担金及び負担金のその他負担金は、農業集落排水の余田中央処理区における県営圃場整備事業に伴う下水道管移設に係る補償金でございます。

28号をお願いします。支出の部でございます。

公共下水道事業費は、雨水ポンプ場、処理場及び管渠布設等の計画策定、設計、工事に係る経費を計上しております。位置図等の資料については資料01の3号を御参照ください。主なものとして、職員の給料、手当等の人件費、委託料として、柳北雨水幹線基本計画策定業務委託料、田布路木雨水ポンプ場基本設計業務委託料、白潟地区污水管渠実施設計業務委託料、柳井浄化センターの更新及びストックマネジメント実施計画策定に係る委託料、受益者負担金システムに係る保守委託料を計上しております。柳北雨水幹線基本計画策定業務委託料は、柳北排水区の浸水対策として整備した東土穂石雨水ポンプ場に流入する幹線水路整備の基本計画策定を委託するものです。田布路木雨水ポンプ場基本設計業務委託料は、国道柳井平生バイパス事業に伴い、田布路木排水区の浸水対策が必要になったため、田布路木雨水ポンプ場のポンプ増設の基本設計を委託するものです。白潟地区污水管渠実施設計業務委託料は、柳井港駅北側地区の污水管渠布設に必要な測量設計業務を委託するものです。処理場更新工事委託料は、ストックマネジメント計画に基づき、令和4年度から実施している事業で、柳井浄化センターの監視制御の電気設備、用水・消毒設備、汚泥濃縮槽設備の更新を

行うものです。ストックマネジメント計画策定業務委託料は、ストックマネジメント計画に基づき、柳井浄化センターと下水管路の中継地点に設置しているマンホールポンプの更新事業を令和9年度から令和11年度にかけて行うための基本計画策定を委託するものです。電算システム保守管理委託料は、受益者負担金システムに係るシステム、パソコン等の保守委託料です。工事請負費は、南町、古開作、白潟、下大祖地区の管渠布設工事費及び管渠から柳井浄化センターに流入してきた汚水を主ポンプ棟からオキシデーションディッチ槽に送る水中ポンプの更新工事費を計上しております。

農業集落排水事業の委託料、工事請負費では、余田中央処理区における県営圃場整備事業の実施に伴う管渠移設工事に係る設計業務委託料、管渠移設工事費、大畠処理区の老朽化した中継ポンプの更新工事費を計上しております。

固定資産購入費は、柳井浄化センターの機器で、汚泥濃度と汚泥界面の水深を1台で測定できるMLSS界面計の購入費を計上しております。

企業債償還金は当年度の長期債償還元金を計上しております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（中川 隆志） 25頁総係費の委託料の東土穂石雨水ポンプ場評価業務とありますが、評価業務とは具体的にどのようなことを行うのでしょうか。

下水道課長（糸浴 秀樹） ポンプ場を整備する前にも費用対効果の算定を行い工事しました。実施後の費用対効果を算定いたしまして、その事業が費用に対して効果が得られたか評価をしていく業務の費用を計上しております。

委員（中川 隆志） 工事の結果に関わる費用対効果ということですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） そうです。

委員（中川 隆志） 委託料なので第三者機関に委託するんだと思いますがそういう考えでよろしいですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） コンサルタント会社に委託する予定でございます。

委員（中川 隆志） 結果は公表されるのですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 補助金をいただいてそれに対して効果があったというところがあればそれを公表します。

委員（中川 隆志） 効果がなかったら公表しないみたいな言い方に聞こえますがそういうわけじゃないですね。

下水道課長（糸浴 秀樹） 成果を公表いたします。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 同じく委託料の農業集落排水施設調査計画策定業務とありますが、聞き間違えかもしれませんが、処理場の処理区域の統合と言われた気がしますが、余田中央と余田北を統合するということですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 今のところは農業集落排水だけで検討しておりますので、神代から大畠の共同化、統合を計画しております。

委員（藤沢 宏司） すみません。勉強不足で申し訳ないのですが、大畠は2つか3つに分かれ

ているのですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 大島地区は3つございます。この内の神代から大島をまず検討をしているところでございます。

委員（藤沢 宏司） それって最終的に3つを1つにしたら処理場が減るからその分だけ楽になるけれども処理場の能力がどうなのかというのでも検討されているのですか。もしそれで処理場の能力がないとなれば大きくするということですか。それとも統合しないということですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 流入している流量と施設の老朽化による更新費用のどちらも加味しながら検討していくのですが、今のところ大島地区の処理場が新しいので、まずは神代地区と大島地区を共同で維持管理して、流入量は今の実績で処理はできると回答をいただいておりますので、今後は流入量を見ながら遠崎地区も統合できるか検討していきたいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第23号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第24号令和6年度柳井市一般会計補正予算（第7号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 3月補正予算書の46頁をお願いします。環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽設置補助金を決算見込みにより減額するものです。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

委員（藤沢 宏司） 約1,200万円じゃないですか。それだけ家が建たなかったということですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 当初合併浄化槽に変換されるものを想定した基数までいかなかったということでございます。

委員（藤沢 宏司） 新築は当然そうなんでしょうけど、途中からやり替えた人にも補助が出るのですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 改修に関しては補助は出ません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第24号中の上下水道部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の上下水道部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第28号令和6年度柳井市水道事業会計補正予算（第4号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

水道課長（高石 雅明） 補足説明を申し上げます。柳井市水道事業会計補正予算書12頁をお願いします。令和6年度柳井市水道事業会計補正予算実施計画明細書で御説明いたします。

収益的収入について、営業収益の他会計負担金は、実績に伴う下水道事業会計からの負担金及び消火栓修繕実施に係る消火栓設備修繕負担金の増額補正でございます。

営業外収益の他会計負担金は、高料金対策補助金の国制度分の基準額及び児童手当等の確定による一般会計からの負担金の減額補正でございます。

他会計補助金は、高料金対策補助金の市制度分の確定及び決算見込み等による一般会計からの補助金の増額補正でございます。

収益的支出について、営業費用の原水及び浄水費は、石井ダム水利施設整備事業の全体事業費の確定により水道事業負担金の減額補正でございます。

総係費については実績に伴う広域化検討負担金の増額補正でございます。

次に、資本的収入の負担金は、実績に基づき消火栓工事負担金を減額し、給水拠点整備工事負担金を増額する補正でございます。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第28号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第 29 号令和 6 年度柳井市下水道事業会計補正予算（第 4 号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸谷 秀樹） 補正予算書の 23 頁の実施計画明細書をお開きください。

収益的収入及び支出の下水道事業収益、営業収益の雨水処理負担金、営業外収益の他会計負担金及び他会計補助金は、決算見込みによる補正でございます。

国庫補助金は国の交付金額決定による補正でございます。

下水道事業費用の営業費用、総係費の内、報償費は、受益者負担金を一括納付された方が当初見込みを上回ることによる納期前報奨金の補正、委託料は、国の交付金額決定に伴う補助対象事業費の補正、負担金は、水道事業の広域統合に伴うシステム改修に係る負担金の補正でございます。

営業外費用の企業債利息は決算見込みによる補正でございます。

24 頁をお願いします。資本的収入の企業債、出資金は決算見込みに伴う補正、国庫補助金は、国の交付金額決定に伴う補正でございます。

資本的支出の建設改良費は国の交付金額決定に伴う補助対象事業費の補正でございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） これより議案第 29 号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次に、大きな 2 番の付託調査事項についてでございます。

3 番目の上下水道事業について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

水道課長（高石 雅明） 柳井地域広域水道企業団における柳井市水道事業会計の令和 7 年度当初予算の概要について報告いたします。資料 02 をお願いいたします。

柳井市を含むこの地域 1 市 4 町の全ての水道事業は、令和 7 年 4 月 1 日に柳井地域広域水道企業団に経営統合されます。柳井市水道事業会計の令和 7 年度予算につきましては、柳井地域広域水道企業団の予算の一部として柳井地域広域水道企業団議会に議案として提出され可決成立しております。企業団では、予算の概要について 5 つの水道事業セグメントごとに予算の内容を集約し、先の企業団議会の参考資料として配布しております。今回はそのうちの柳井市水道事業分を抜粋した資料により、柳井市水道事業会計の令和 7 年度当初予算の概要につきまして御報告させていただきます。

2点をお願いします。予算規模につきましては、15億4,209万3,000円となっております。これは収益的支出と資本的支出の合計となっております。左下の円グラフは支出の内訳ですが、受水費が一番多く全体の3分の1を占めております。右下の円グラフは、収入の内訳となっており、給水収益が一番多くなっております。なお、企業会計でございますので予算の収支は一致しておりません。

3点をお願いします。企業債残高と経営指標を載せております。企業債残高は、左下のグラフにあるとおり減少傾向にあります。経営指標では、右の表の①経常収支比率は、100%を上回っており、経常収支は黒字となっておりますが、②料金回収率は70%程度にとどまっており、一般会計からの繰入金等により黒字を維持できているという現状でございます。

4点をお願いします。主要な建設改良事業を載せております。柳井市水道事業では、断水等の被害を防止し水道水の安定供給を図るため、平成26年度に策定した老朽管更新計画を令和5年度に一部改訂し、計画的に配水管の更新整備を行っております。令和7年度では、7地区を予定しており、一部国の交付金対象事業として実施いたします。今回の経営統合によりまして補助率は、4分の1から3分の1へと嵩上げがあります。配水管整備事業として基幹管路布設1か所、布設替え5か所、設計業務として1か所を予定しております。事業箇所については5点をお願いします。①は基幹管路（西部幹線）配水本管布設工事です。今年度の続きで、東条大橋南東側の整備を行います。②からは老朽管の布設替え工事です。②と③は土穂石地区で今年度からの継続となります。④は広瀬地区の団地内北側、⑤は南町6丁目地区で下水道工事に併せて実施します。⑥は新庄の築山地区となります。⑦は基幹管路（西部幹線）設計業務です。①の本管布設工事の周辺及び南町1丁目、3丁目地区において配水管の設計業務を行うものです。

以上、令和7年度柳井市水道事業の当初予算の概要についての報告となります。

委員長（三島 好雄） それでは休憩に入ります。

（休憩 午後0時7分）

（再開 午後1時00分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほどの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（篠脇 丈毅） 新庄の特別環境の公共下水道と余田の集落排水が2か所ありますがそれは至近距離にあります。大島の東側から順番にやられるとおっしゃったような気がするのですが、その順番はどうなるのですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 農業集落排水の余田地区と余田中央地区でございますが、まずは大島地区の共同化、その後に今度は下水道事業として、評価業務を行いまして、今度は都市計画決定等がございますので、そちらの認可の手続きをする段取りを整えまして、設計を行う

予定としております。大畠が終わってからそちらに取りかかる予定としております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それでは次の報告をお願いいたします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 資料はございませんが下水道幹線の点検について報告いたします。

1月28日の埼玉県八潮市における陥没事故を受けて、国は内径2m以上で流域下水道の管理する大規模な下水道管について緊急点検を指示しました。

柳井市においてはこのような大口径の管はありませんが、1月30日に柳井浄化センターから新庄出張所付近までの約5kmの幹線について目視による路面点検を行いました。点検の結果、路面の大きな下がり等はなく、陥没につながるような異常ありませんでした。

マンホール周りにおいて小さな舗装の下がりがあった3か所について、マンホールを開けて内部を地上から目視にて点検いたしました。マンホール自体に損傷はなく、マンホールの底にも土砂等の堆積物はなく、破損などの兆候は見られませんでした。点検いたしましたのは、污水管の内径0.8mから1.5mのヒューム管で地中約5mから10mに埋設してある下水道幹線となります。主に平成2年から平成10年に設置されたもので、古いもので設置から34年、供用開始から30年経過したものです。

今後は、新年度予算でお願いしております管路のストックマネジメント計画において下水道幹線の腐食等をマンホールごとに管口をカメラによって点検し、老朽化による陥没などが懸念される区域を選定していくこととしています。その後、順次詳細なカメラ調査についても実施していく予定としています。

今後も陥没事故を未然に防げるように法定点検のほかに、職員による巡視点検を定期的に実施していきます。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、報告事項以外で各委員さんからの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

次に、大きな3番のその他の事項についてでございます。

執行部からこの委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

上下水道部長（西本 和生） 特にございません。

委員長（三島 好雄） それではその他の件で各委員の皆さんから上下水道部の所管に属する事項について、御質疑等がございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

以上をもちまして、上下水道部関係の審査を終わらせていただきます。各委員の皆さん、また、執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。ここで委員会を休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 7 分）

（再開 午後 1 時 1 6 分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。今からは経済部関係の審査に入ります。

初めに、大きな 1 番の付託議案等の審査を行います。

議案第 1 2 号柳井市企業立地促進条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

経済部次長（企業立地・雇用創造推進室長）（出相 貴裕） 本会にて部長が御説明申し上げましたが、事業者への固定資産税の優遇措置につきましては、半島振興法に基づく不均一課税の制度とさらに令和 4 年度からは過疎法に基づく課税免除の制度が適用できることとなりました。ただし、両制度のいずれも適用できる場合には、対象要件がより大きな過疎法に基づく課税免除の制度が優先的に適用されることになりました。

したがって、本年度末で失効いたします半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の期限は延長せず、今後は過疎法に基づく課税免除の措置のみを行っていくことといたしました。また、事業者への奨励金の交付を定めた柳井市企業立地促進条例につきましては、半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の有効期限に合わせる形で、本年度末に失効することとなっております。

そのため、同条例が来年度以降も効力を持つよう、附則に定めた有効期限の規定を削除するとともに、本則における半島振興法に係る全ての規定を削除するものでございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第 1 2 号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号は、全員異議なく、原案

のとおり可決と決しました。

次は、議案第17号字の区域の変更について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

経済建設課長（新本 博） 議案第17号の字の区域の変更について補足説明をいたします。議案書の54㌥から58㌥までの議案第17号は、国営南周防土地改良事業の施行による伊陸中央第2換地区の換地処分の手続きに伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

国営南周防土地改良事業は、農林水産省中国四国農政局南周防農地整備事業所が事業実施主体として進めております。

令和元年度に事業採択された伊陸中央第2換地区は、令和3年度に地区面積20.6haの区画整理工事が完了し、これまでの農地が大区画になることで、新たに道路や水路などの付け替えを行いました。

このため工事着手前と工事完了後で字の位置に変更が生じた箇所について換地処分の手続きに必要な字の区域の変更をするものです。説明は以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第17号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第18号令和7年度柳井市一般会計予算、これを議題といたします。

説明は特に説明を要するものについて説明をしていただき、また、予算説明書に記載のある金額の復唱は不要といたしたいと思います。委員の皆さんには、活発な御質疑、御意見等をしていただき、十分な審査をしていただきますようお願いいたします。

それでは157㌥の労働費から農業費までについて、執行部から説明をお願いします。

商工観光課長（酒井 正樹） 労働諸費の主な事業は、シルバー人材センターの活動支援と独自に退職金制度がない中小企業に対して国などが運営している退職金共済制度への加入を促すための助成事業でございます。

シルバー人材センター補助金は、1市2町で事業を行う柳井広域シルバー人材センターの運営に対する補助でございます。田布施町304万6,000円、平生町263万8,000円のそれぞれの負担分につきましては、57㌥労働費雑入のシルバー人材センター運営事

業費負担金として歳入計上しております。158頁をお願いします。中小企業等退職金共済制度加入助成補助金は、独自に退職金制度を設けていない中小企業者に対して、国が運営している退職金共済制度への加入を促すもので、新たに従業員の加入があった場合、その中小企業の事業主に対し、従業員一人当たり月額500円を1年間補助するものであります。移住就業等支援金は、人口減少等による労働者不足の解消に向けた移住支援の取組で、国の制度の要件である東京23区に在住又は通勤する者に加え、三大都市圏及び広島県、福岡県に在住する者に拡大し支援するものです。この支援金制度は県と共同して行いますので、支援金を申請する者がやまぐち移住就業マッチングサイトに登録を受けた事業所に就業するか、やまぐち創業補助金の交付決定を受けて創業をした場合に限り、世帯での転入に対し1世帯当たり100万円、単身の場合では60万円、また18歳未満の転入者がいる場合は1人につき100万円を加算して交付するものでございます。また、支援金は、転入後1年以内の申請であり、申請後5年以上引き続き居住を求めるものです。予算の要求としましては、就業と創業のそれぞれ1世帯と18歳未満の子ども2人を想定しております。山口県労働福祉金融制度預託金は、山口県及び県内の全市町、労働金庫の3者で中小企業で働く勤労者の生活資金等の融資を行っております。県が年度末の残高、今後の貸付状況等から試算を行い、各市町に予算要求を行っているものでございます。

経済部次長（出相 貴裕） 続きまして、労働費のうち企業立地関連の御説明をいたします。予算説明書の157頁にお戻りください。13節使用料及び賃借料は、平成24年度から実施しております柳井地域合同就職フェアの開催に伴う借上料を計上しております。過去3か年は、学生の帰省時期に合わせて8月に開催していましたが、来年度はより多くの学生に参加いただけるよう、会社説明会が解禁となる3月に開催する予定としています。以上でございます。

商工観光課長（酒井 正樹） 続きまして、アクティブやない運営費でございます。これはアクティブやないの施設管理運営に要する経費でございます。

修繕料は、建設から25年を経過していることから、機器の故障等不測の事態に対応するためのものです。

管理運営委託料は、指定管理者の柳井広域シルバー人材センターへの委託料です。指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で、令和7年度は最終年度となります。

借地料は、アクティブやないの第2駐車場の借地料でございます。以上でございます。

農業委員会事務局長（楠原 慎太郎） 159頁をお願いします。農業委員会費は農業委員会業務の費用として、農地法等の許可、担い手に農地を集積するための貸し借り、農地パトロール、農業者年金加入推進等の経費について計上しています。

主なものは1節報酬で、農業委員13人及び農地利用最適化推進委員21人に対する報酬を計上しています。以上でございます。

農林水産課長（吉村 裕） 予算書の160頁をお願いします。3目農業振興費でございます。

1節報酬につきましては、農業振興対策協議会1回分の委員報酬とやまぐちフラワーランドで業務する地域おこし協力隊員の報酬を計上しております。

3節職員手当等につきましては、令和6年度より会計年度任用職員にも期末勤勉手当を支給することになりましたのでその旨計上しております。

予算書の161頁をお願いします。8節旅費につきましては、特産品相互取扱協定を締結している大阪府泉佐野市において、大阪万博期間中に開催される全国物産館に出店するための普通旅費を計上しております。

10節需用費につきましては、通常事務費や地域おこし協力隊の活動にかかる費用を計上しております。修繕料につきましては、フラワーランドに市が設置しています複合遊具について例年の保守点検による修繕費及び公用車2台の車検整備料でございます。

11節につきましてはイベント時の保険料等を計上しております。

12節の農地情報管理システムデータ変換業務委託料と農地情報管理システム保守委託料につきましては、農林水産課所有のデータをシステムデータに変換する費用と農地情報管理システムのソフトウェアのメンテナンス費用を計上しております。また、管理システムの委託業者が変更となる場合がありますのでデータ移行委託料も計上しております。柳井まつり委託料につきましては、農林水産業展を柳井まつり協賛会の農林水産業展実行委員会へ委託する経費でございます。フラワーランド遊具点検委託料につきましては、フラワーランドに設置しております複合遊具の劣化点検の委託経費でございます。

13節の車借上料は地域おこし協力隊が活動する車のリース料です。住宅借上料につきましても地域おこし協力隊員の住宅を借り上げる費用です。イベント用具借上料はファーマーズマーケットで使用するテントの借上料を計上しております。

162頁をお願いします。18節でございます。中山間地域等直接支払交付金につきましては、集落協定により5年以上継続して行われる農業生産活動などに対して交付金を交付するものです。第6期対策の初年度となりまして、令和7年度予算は令和6年度の実績見込みに基づき計上しております。やない花のまちづくり振興財団補助金は、花の育苗ボランティア活動や市民花壇に対する支援などに取り組む財団の運営費の補助をするものでございます。フラワーランド管理運営補助金につきましては、運営経費の市負担分として35%を計上しております。物価高騰などにより、山口県が指定管理料を増額する中で、市もそれに合わせて増額をしております。指定管理第5期目の最終年でございます。園芸産地育成事業補助金につきましては、県事業により余田でイチゴの栽培に取り組む新規就農者のビニールハウス内施設整備と、同じく余田で県推進作物の栽培に取り組む法人の農業用設備を整備する補助金でございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、地球温暖化防止に効果の高い取組を行った農業者に対しての取り組んだ面積に応じて交付金を交付するものでございます。令和7年度は3組織へ交付する予定です。農地集積協力金でございます。農地中間管理機構を通しての担い手への農地の集積・集約化に対する国の支援策で、担い手の農地面積が拡大した場合の地域集積協力金と集積した農地の内1ha以上のまとまりのある農地の面積割合が一定以上の場合支払われる集約化奨励金を計上しております。ほ場整備が終わって営農が始まる農地を想定しておりますが、集積率があまり上がらず単価区分に変更がないと協力金非該当となるため、昨年度に比べ予算額は減少しております。新規就農支援事業補助金につきましては、柳井市内での就農を希望する者への支援として、農業大学校での技

術習得への助成費用を計上しております。定着支援給付金につきましては、新規就業者を雇用した農業法人に対して、県と市で研修費を助成する県事業でございます。新規就農者育成総合対策交付金は、新たに独立して経営を開始する就農者を支援する事業でございます。農地利用効率化等支援事業交付金につきましては、農業法人が耙耨り機を導入するための補助金でございます。

163号をお願いします。22節につきましては県支出金返還金でございます。

続いて、4目水田農業経営確立対策費でございます。

10節、13節につきましては、水稻生産に係る地域の実態に即応した需給調整推進に係る事務費を計上しております。

161号をお願いいたします。18節でございます。ジャンボタニシ駆除対策事業補助金は農薬購入費の助成です。国や県においても薬剤散布は防除対策の1つとされており、継続して防除を行うことで繁殖を防ぎ、農業者の経費軽減のため実施をするものです。経営所得安定対策等推進事業補助金につきましては、南すおう地域農業振興協議会に対し、各種交付金の支払業務を円滑に進めるために要する経費を補助するものでございます。全額国費でございます。

5目農業研修施設管理費でございます。農業研修施設管理費は4施設の維持管理費用でございます。

10節から18節につきましては、農業担い手センター、農産物加工場、やまびこふれあいセンター、農村婦人の家の維持管理に要する経費を計上しております。

164号をお願いします。18節負担金補助及び交付金には、担い手センターの公共下水道接続のための受益者負担金を計上しています。

続きまして、6目畜産費でございます。

畜産費は18節負担金補助及び交付金が主なものでございます。165号をお願いします。東部地区家畜診療所運営負担金につきましては、家畜診療所の運営経費の一部を関係市町、岩国市、周防大島町、柳井市、田布施町、平生町で負担するものでございます。負担割合の見直しをする中で、令和7年度からは田布施町と平生町が加わるようになったため、減額となっております。新規就農者育成総合対策交付金は、新たに独立して経営を開始する就農者を最長3年間支援する事業で、養鶏をされる方に対する補助でございます。

経済建設課長（新本 博） 続きまして、7目農地費について説明いたします。農地費は主に、農道、ため池、農業施設の補修等の維持管理に係る経費や県営ほ場整備、石井ダムの水利施設整備に伴う市負担などを計上しております。

10節需用費の光熱水費は、石井ダム管理棟の管理機器や広域農道のトンネル照明などの電気料が主なものとなっています。

12節の委託料ですが、清掃業務委託料は、石井ダム公園、石井農村公園トイレの清掃業務に必要な経費です。草刈作業委託料は、農道柳井大畠線、柳井田布施線、伊陸南線、柳井岩国線と石井ダム公園や石井ダム周辺の草刈作業に必要な経費でございます。立木伐採等業務委託料は石井ダムパーク内の雑木を伐採するための費用です。石井ダムパーク管理業務委託料は、石井ダムパークや駐車場周辺の維持管理を地域の活動団体であるブランニューフォ

ースへの管理委託の経費でございます。166ページをお願いします。樋門管理委託料は、伊保庄開作ポンプ場ほか7施設の管理委託に掛かる経費でございます。測量分筆業務委託料は、遠崎の農道洛田平原線の現況の道路の一部に民地があることが判明したことから、その用地を寄附により取得するための費用でございます。石井ダム公園浄化槽管理業務委託料と柳井北部農村公園管理業務委託料、柳井北部農村公園浄化槽管理業務委託料は、石井ダム農村公園と柳井北部農村公園の管理や浄化槽の保守管理に掛かる経費でございます。

13節使用料及び賃借料の重機借上料と15節原材料費は、こちよ農村づくり支援事業にかかる費用でございます。具体的には、地域の関係者が農道や農業用水路を維持補修する場合において、必要な資材の支給やバックホーやダンプトラック等の機材の借上げを柳井市が支援するものでございます。

14節工事請負費の水路整備工事費は、神代西本谷水路整備工事と伊保庄開作地区ポンプ場整備工事を実施するものでございます。神代西本谷水路整備工事は、農業水利施設の老朽化等に伴う更新により浸水被害の防止や維持管理の軽減などを図ることを目的として令和4年度より下流側から着手し、令和7年度も引き続き施工を行うものです。伊保庄開作地区ポンプ場整備工事は、建設から25年以上経過した開作ポンプ場において昨年ポンプの羽根車とケーシング部分の老朽化により固着が発生したことから更新するものでございます。交通安全施設整備工事費は、広域農道やない美ゆーロードと農道柳井田布施線において、ガードレール、カーブミラー、区画線の再設置などの安全対策により、安全な交通環境を図る費用を計上しています。

18節負担金補助及び交付金の柳井・大島地域農業農村整備事業推進協議会負担金は、柳井・大島地域の推進協議会へ負担金を支払うものでございます。土地改良事業団体連合会負担金は、山口県土地改良事業団体連合会に耕地面積や一定要件農道延長等による賦課金の算定により、土地改良事業団体連合会に負担金を支払うものでございます。水利施設整備事業負担金は、建設してから30年経過した石井ダムの管理機器や関係施設の更新を令和6年から令和8年度までの3か年で山口県が実施するための負担金となります。農業競争力強化農地整備事業負担金、農地耕作条件改善事業負担金は、県営ほ場整備事業新庄南地区と余田南地区の区画整理工や暗渠排水工を実施するための負担金となります。石井ダムふるさとまつり補助金、柳井市土地改良区補助金、長溝水路等管理事業補助金は、それぞれの活動団体の運営費に対し補助金を交付するものでございます。多面的機能支払交付金は、市内17組織が中山間地域の農地の維持のための保全活動や資源向上を図るための共同活動の取組に対する交付金を計上しているものでございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はないですか。

委員（藤沢 宏司） 167ページの18節の石井ダムふるさとまつり補助金ですが、これは去年の12月に市民活動の条例ができましたが、その中で地域のコミュニティとかにも補助金が出せるようになっていきますよね。これはそういう部分に当てはまるのかなと思ったのですがどうでしょうか。

経済建設課長（新本 博） 現在は石井ダムふるさとまつり補助金ということで祭りに係る費用

の一部を助成させていただいております。さきほどの委員の御質問の補助金にも該当するのではないかと思います、そこは研究させていただいたと思います。

委員（藤沢 宏司） もう一ついいですか。165の畜産費の18節の新規就農者育成総合対策交付金で新規に養鶏をやられるということで話がありましたが、ほかのところでも漁業とか農業とかでもやられていますよね。それとかと同じような感じでしょうか。

農林水産課長（吉村 裕） 農業者に関しましてもこの交付金を交付しているところがございます、同様に交付するものでございます。

委員（藤沢 宏司） これって畜産じゃないですか。ほかのことをやっても出るということなんですか。メニューがあるんですか。

農林水産課長（吉村 裕） ございます。それによって交付しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

私から一ついいですか。162の環境保全型農業直接支払交付金とありますが、環境保全をするような農業というのはどういうものを指しますか。

農林水産課長（吉村 裕） この交付金につきましては、化学肥料、化学合成農薬の使用を通常の5割以上低減させることに加え、地球温暖化防止効果に高い取組を行った農業者に対する交付金でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（中川 隆志） 聞き逃したのかもしれませんが、予算の概要の37で農業法人産地拡大支援事業とありますがこれは予算書のどこに出ていますか。

農林水産課長（吉村 裕） 先ほど説明いたしました162の18節園芸産地育成事業補助金になります。

委員（中川 隆志） 予算の概要だと2,167万円ですが残りはどうなんですか。

農林水産課長（吉村 裕） 2,167万7,000円につきましては、先ほど御説明いたしました県推進作物の栽培に取り組む農業法人の農業用施設ということで、余田のリーフレタスに取り組む法人に対する補助でございます。それに加えイチゴの栽培に取り組む新規就農者のビニールハウスの設備整備の費用も入っております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようございましたら、167の林業費から水産業費までについて、執行部から説明をお願いします。

農林水産課長（吉村 裕） 引き続きまして167の8目都市農村交流施設運営費でございます。ふれあいどころ437の運営関連経費を計上しております。

12節委託料につきまして、指定管理者に対する第3期3年目の管理運営経費を計上しております。

11節通信運搬費と12節委託料には、インターネット通信費とネットワーク整備業務委

託料を計上しております。市内観光スポットでWi-Fiサービスを提供するために商工観光課が整備しておりましたサービスが終了するため、引き続き来客者がWi-Fiを利用できるように、新たにWi-Fi環境の整備を行うものです。

続きまして、169号をお願いします。2項林業費2目林業振興費でございます。

1節報酬につきましては、有害鳥獣捕獲対策協議会委員報酬でございます。

12節の森林経営管理制度業務委託料は、森林環境譲与税を活用した事業です。森林経営管理法の施行により、適切な森林整備を実施するため、人工林所有者の意向調査に始まり、最終的には間伐を行う事業で、令和7年度は意向調査と山林調査の結果に基づいた保育間伐を日積地区で実施するほか、伊陸地区の間伐に向けた集積計画を作成する予定としております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、造林推進事業補助金、保育推進事業補助金、作業道開設事業補助金につきましては、いずれも森林経営計画に基づき山口県東部森林組合が実施する、森林の造成や保育施業を推進し、林業経営の安定化と森林機能の高度化を図ることに対する国庫補助事業の嵩上げ補助でございます。令和6年度より市の嵩上げ分は森林環境整備基金を充てることとしております。また、令和6年度は県の嵩上げ補助が減額される可能性があったため、地元負担の軽減を図るため、県の減額分を上乗せして予算計上しておりましたが、減額がありませんでしたので、7年度は県補助上乗せ分は計上しておりません。竹林転換事業補助金は、竹林を広葉樹へ転換するための、人工造林及び転換後の下刈に対する国庫補助事業の嵩上げ補助でございます。次の有害鳥獣捕獲対策補助金につきましては、柳井市猟友会に対する有害鳥獣の捕獲奨励金や推進事務費などに対する補助金を計上しております。電気柵等設置補助金につきましては、有害鳥獣対策として、農作物の被害防止のために設置する電気柵等の材料購入費に対して補助するものでございます。里山再生支援事業補助金につきましては、森林環境譲与税を活用し、集落や農地の近くであって、適正に管理されずに放置された竹林や荒廃した里山を地域住民と連携し、集落内の環境保全や有害鳥獣対策のための緩衝帯を整備するための補助金です。作業道改良事業補助金につきましては、敷砂利、刈払い、土のう工など既設作業道の継続した維持管理を行うため、森林組合が実施する県事業の2分の1を補助するものです。

170号をお願いします。24節積立金の森林環境整備基金積立金につきましては、森林経営管理法の施行に伴い創設されました森林環境譲与税の受け皿として、適切な森林整備等の実施に備える基金に積み立てるものでございます。

経済建設課長（新本 博） 3目林道開設費は、林道の安全利用のための維持管理経費を計上しております。

12節委託料の草刈業務委託料は、室津スカイラインの草刈りを行う費用でございます。林道側溝等清掃作業委託料は、林道三ヶ嶽線、白瀉線、福井線、殿畑舟木線の4路線の側溝清掃作業に必要な費用でございます。

農林水産課長（吉村 裕） 続きまして、4目森林公園管理費でございます。森林公園管理費は琴石山の保全等管理に関する業務でございます。

171号をお願いします。12節の琴石山生活環境保全林等下刈委託料は、琴石グリーン

パークや三ヶ嶽憩の森の下刈り及びトイレ清掃に係る経費を計上しております。

続きまして、172の3項水産業費2目水産業振興費でございます。

18節負担金補助及び交付金の内海地区水産環境整備事業負担金は、山口県が関係市町と連携して実施する漁礁を大島地先、柳井地先、平郡地先の3か所整備する事業の負担金でございます。水産種苗放流事業補助金として、県漁協柳井支店及び大島漁協からの要望による、種苗放流計画に基づく種苗購入経費の7割を補助するものです。次に、離島漁業再生支援交付金につきましては、平郡漁業集落に対する交付金でございます。離島漁業の再生を図るため、必要な費用を交付する国庫事業でございます。漁船捲揚施設補修事業補助金につきましては、平成8年度に整備した大島の石神漁港の船揚げ場が、経年劣化で老朽化が進み船の引き揚げ時に危険を伴うため船台の取り替えを行い、作業の安全性を確保するものです。新規事業ではありますが、春先は船を揚げる機会が増えることから早急な対応を要しますので、この度の予算に計上しております。離島海産物輸送費補助金は、平郡島から柳井港に運搬される水産物の輸送費の一部を補助するものです。

173をお願いします。続きまして、3目増殖用施設管理費でございます。山口県内海東部栽培漁業協会に貸与しております増殖用施設の維持管理費でございます。維持管理経費は全額を協会が費用負担されます。

経済建設課長（新本 博） 4目漁港管理費について御説明いたします。漁港管理費は、市内6漁港の施設維持管理に必要な整備や補修に必要な経費を計上しております。

10節需用費の修繕料は、漁港施設内の照明や陥没等の修繕に掛かる経費を計上しております。

12節委託料の清掃業務委託料は、鳴門漁港公衆トイレ清掃管理業務に掛かる経費でございます。草刈作業委託料は阿月松浦公園の草刈りを行うための費用でございます。阿月松浦公園浄化槽管理業務委託料と鳴門漁港浄化槽管理業務委託料は、石神地区、本町地区、遠崎地区の3地区の漁港トイレの単独浄化槽の保守管理業務や汚泥抜き取り等の経費でございます。

13節使用料及び賃借料の車借上料は、漁業関係者による漁港の清掃活動に伴うゴミの運搬車両の借り上げ費用でございます。

174をお願いします。14節工事請負費につきましては、漁港施設補修・整備工事費は、漁港施設の長寿命化機能保全計画に基づき、老朽化した平郡漁港蒲地区の物揚げ場の漁港施設整備を行うものです。水路改修工事費は、阿月東地区の阿月郵便局前の川幅約2mの水路において、高潮などの異常潮位による浸水被害の防止を図ることを目的として平成30年度より整備を行っており令和8年度完了を目標に施工を行うものでございます。

15節原材料費については、漁港施設の補修等に必要な費用でございます。

18節負担金補助及び交付金については、山口県漁港漁場協会と同協会玖珂支部に会費として支払うものでございます。

5目海岸保全事業費は柳井市が管理する漁港海岸保全施設の14地区の施設について、施設の更新や修繕に必要な費用を計上しています。

175をお願いします。12節委託料施設管理委託料は、阿月竹の浦地区海岸の海岸砂

の撤去と波浪時の海岸砂流出の対策を行うため防砂シートを設置するための費用でございます。実施設計委託料は伊保庄漁港海岸上八地区高潮対策工事に伴う伊保庄漁港海岸陸開設計業務を実施するための費用で上八漁港北側の陸開 3 か所の設計を行うものでございます。草刈作業委託料は、阿月竹の浦地区と柳井漁港宮本防潮堤の草刈業務を行うものでございます。土砂取除業務委託料は、市内漁港海岸において排水路出口に海岸土砂が堆積し水路が閉塞した場合に取り除く費用でございます。

14 節工事請負費の漁港海岸施設整備工事費は、台風時や異常潮位により発生する高潮や波浪等による被害から周辺住民の生命や財産を守るために令和 6 年度より着手した伊保庄漁港海岸上八地区高潮対策工事を引き続き実施する費用を計上しています。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はないですか。

委員（藤沢 宏司） 175 頁 15 節工事請負費の上八地区なんですけど計画では何年ぐらいでやると言われましたか。

経済建設課長（新本 博） 現在の計画では全体事業費が約 6 億円かかる見込みでございます。事業期間は令和 4 年から令和 13 年の計画でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（中川 隆志） 173 頁の 12 節委託料の清掃業務委託料でトイレを掃除されているといわれましたが、ここは立地的な問題もあるのでしょうか 51 万円で、一方で森林公園管理費の琴石山のトイレの清掃委託料は約 12 万円ですが、この差はなぜここまで出てきているのですか。

経済建設課長（新本 博） こちらは鳴門漁港内にあります石神地区のトイレの清掃でございます。こちらにつきましては、かなりトイレの規模も大きく、使用頻度も多いということで、日々掃除しており、頻度の違いによつての金額の相違があります。

委員（中川 隆志） 使用頻度の違いということなら、琴石山のトイレは使用頻度が低いのもっと安いんじゃないかと思うのですがどうですか。

農林水産課長（吉村 裕） 琴石山のトイレ清掃につきましては、タンクをもって上がって周辺の清掃を月 2 回していただいております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 170 頁 林道開設費で室津半島のスカイラインの草刈りがありますが、あれは平生町と案分してやられるという話だったかと思いましたがいかがですか。あと時期はいつ頃やられていて、全区間されているのですか。

経済建設課長（新本 博） 平生と柳井の行政界をまたがって林道が作られています。草刈りの範囲につきましては、平生町と協議し作業範囲を決定しております。基本的には柳井市の部分は柳井市がやっていくことになっております。時期的にはだいたい夏ごろを目安に行っているところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、休憩に入ります。

（休憩 午後１時７分）

（再開 午後１時１６分）

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

１７６の商工費から農林水産業施設災害復旧費までについて、執行部から説明をお願いします。

商工観光課長（酒井 正樹） １７６をお願いします。商工振興費は、経済団体である商工会議所や商工会への支援、中小事業者の経営安定対策として制度融資の預託や利用者の保証料を負担するとともに事業創業の初期経費として創業者に支援補助を行います。また、交通インフラの支援策として、離島航路事業、地方バス路線維持対策事業、予約制乗合タクシー運行事業に補助を行います。

１７７をお願いします。１８節の柳井市地域公共交通協議会負担金は、予約制乗合タクシー事業などの公共交通計画に関して審議する協議会に支出するものでございます。商工会議所補助金は、柳井商工会議所の運営費及び中小企業指導育成事業等に対する補助でございます。商工会補助金は、大畠商工会の運営費に対する補助でございます。市制度融資保証料補給補助金は、中小企業を支援するための市独自の融資制度を設けておりますが、これを利用された方に掛かる山口県信用保証協会の保証料の全額を補助するものでございます。離島航路補助金は、平郡航路有限会社の令和５年１０月から令和６年９月までの欠損額に対して、県補助金と併せて補助するものであります。地方バス路線維持対策補助金は、市内の生活バス路線、国庫補助路線等々につきまして、１９系統に対し補助するものです。昨年まで２０系統に対する補助でありましたが、令和６年１０月１日から柳井駅前から平生を經由し脇の浜の１系統が廃止されております。中心市街地小売商業・街づくり推進事業費補助金は、空き店舗対策事業及び賑わい創出事業に対し、事業主体の柳井商工会議所に補助するものでございます。柳井市地域ブランド推進協議会補助金は、柳井ブランド推進事業を実施するに当たり、ブランド推進協議会に補助するもので、首都圏、関西圏における本市のＰＲを継続して行います。また、県や広島広域都市圏連絡協議会などと連携し大阪・関西万博に向けた取組とともに、令和７年度から令和９年度に開催される山口ディスティネーション・キャンペーンに取り組む予定でございます。予約制乗合タクシー運行事業補助金は、日積地区、大畠地区、伊陸地区及び阿月地区の社会福祉協議会が行う予約制乗合タクシーの運行事業に対する補助金でございます。創業者支援補助金は、柳井市創業支援計画及び金融機関から所定の指導を受けて作成した創業計画書に基づいて、創業した者に対し初期投資経費の一部を補助するもので、１件分を予算要求するものでございます。１７８をお願いします。市制度融資預託金と商工中金預託金は、それぞれ市内中小企業、又は商店街振興組合等の経営安定対

策の一環として、低利の融資制度を行うため予め金融機関に預託するものでございます。

経済部次長（企業立地・雇用創造推進室長）（出相 貴裕） 177頁にお戻りください。18節負担金補助及び交付金の企業立地促進事業所設置奨励金は、進出企業から今年度納付いただいた固定資産税相当額を条例に基づき来年度奨励金として交付するものでございます。交付額は、セイルドオーシャンに621万円、トクヤマに1,635万円、サンテックに73万円となります。企業立地促進雇用奨励金は、トクヤマに6人分、サンテックに2人の合計8人分を計上しております。以上でございます。

商工観光課長（酒井 正樹） 3目観光費は、諸施設の維持費や観光協会の活動支援を行っております。

修繕料の主なものは、白壁ふれあい広場トイレの壁面タイルと白壁部分の漆喰をそれぞれ修繕するものとふれあいビーチに設置しますサメ防護ネットを修繕するものでございます。

委託料のうち清掃業務委託料は、柳井駅前トイレに加え、新たに大島駅前に新設するトイレの清掃委託に要するものでございます。179頁をお願いします。Wi-Fi環境整備事業委託料は、機械機器の更新に伴い2施設について新たに付け替えるものです。マリンパーク監視救護委託料は、海水浴場開設期間に陸上監視員を配置する経費です。また、サメ防護ネットを設置することから海上監視員は配置しないこととしております。監視救護委託料は、ふれあいビーチの監視救護業務でございます。ふれあいビーチサメ防護ネット等取付・撤去委託料は、マリンパークと同様にサメ防護ネットを設置・撤去施工するものでございます。やない西藏管理運営委託料は、指定管理者の柳井広域シルバー人材センターへ委託するもので、委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。大島観光センター管理運営委託料は、こちらも指定管理者の大島産業振興協会へ委託するもので、委託期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。令和7年度は最終年度となります。デザイン作成委託料は、大阪・関西万博や山口ディステーション・キャンペーンなどの機会を捉えて、1市4町の共同の取組として、サザンセト地域の魅力発信のための観光パンフレットを作成するに当たり、そのデザインを委託するものでございます。

180頁をお願いいたします。借地料は、やない西藏と観光看板を伊陸久可地の民地に設置しているものに係るものでございます。各種協議会等負担金の主なものとしましては、山口県国際観光推進協議会や広島広域都市圏観光振興部会において、広島広域圏内の相互交流を図ることを目的とした市町の祭りや催し物を組み合わせた周遊ツアーを企画していく部会負担金や1市4町広域観光宣伝事業として、大阪・関西万博会場の山口県出展場所にサザンセト地域ブースにおいて観光情報発信していくための負担金を要求するものです。県観光連盟負担金は、山口県観光連盟において観光客誘致事業、観光宣伝事業、観光客受入整備事業、誘致対策・試行事業を実施するに当たり、県、市町、民間団体でそれぞれ負担している例年の負担金に加えまして、令和8年10月から12月末までの間、国内最大級の観光キャンペーンであるディステーション・キャンペーンの開催が決定され、令和7年度新たにプレイベントが予定されますので、実施のための負担金を要求しております。観光協会補助金は、柳井市観光協会と大島観光協会にそれぞれ補助し、協会が実施する観光イベント等を

支援します。柳井市観光協会の主なものとしては、観光特産品部会、SNS部会、高校生部会、金魚ちょうちん部会の各部会で情報発信を図り、山口ディステーション・キャンペーンの取組も展開される予定です。また市内行事それぞれの地域の祭りに対し、補助額を増額して支援していかれます。スポーツ観光誘致事業補助金は、柳井地区広域圏1市4町で実施するサザンセット・ロングライドinやまぐちに対する補助金です。開催中止となった本年度の問題点を抽出し検討した上で、最少開催人数を400人に設定し、ロングコースのみで予定しています。参加者から評価の高いエイドステーションにつきましては、例年のとおり設置します。また、警備経費につきましては、安全を最大限考慮した上で減額可能と判断し、運営していく計画としております。

181号をお願いいたします。流通対策費は、柳井市消費生活センターの運営経費です。通信運搬費は、相談員が情報収集のためにタブレットを使用しますので、プロバイダ契約に係る費用でございます。広告料は、地元紙への広告掲載を行う経費です。

番組制作委託料は、消費者の安心・安全を確保するための取り組みとしてケーブルテレビで放送するCMの制作業務を委託するものでございます。

ソフトウェア使用料は、消費生活相談員の使用するパソコン2台のソフトウェア年間手数料と啓発活動等でチラシなどを作成する際に活用するイラストソフトの年間手数料の費用でございます。182号をお願いいたします。研修会等負担金は、消費生活相談員のレベルアップのため国民生活センター研修会(神奈川県相模原市)に参加する際の負担金です。これらの費用は、広域の消費生活センターとしての事業であり、4町の費用負担で運営しています。

金魚ちょうちん祭り事業費は、柳井金魚ちょうちん祭りの開催に伴う経費です。

広告料として、本市はフェリー航路で松山方面と結ばれております。松山方面からの観光促進のため、いよてつ総合企画が15万部無料配布されています夏休みイベントガイドに、本市の魅力ある祭りの情報を掲載していくものです。このイベントガイドは、愛媛県内、公立・私立の全小中学校生、幼稚園児、保育園児や認定外の保育園児、子ども園児を対象に配布されています。現在では、本市以外の山口県内の自治体や関係組織にも掲載依頼をされておりますので、県内のイベントが多く掲載されるとなれば、フェリー航路の利用者の拡大とともに本市への観光誘客につながるものと捉えております。

183号をお願いいたします。金魚ちょうちん作製委託料は、金魚ちょうちんの防水加工を施し新規作製と通常の張り替えを委託するものです。金魚ちょうちん装飾電源取付撤去委託料は、道路沿いに装飾している金魚ちょうちんの電源や竿灯、イベント広場、三角橋周辺屋台村、麗都路スクエア壁面などの装飾撤去に係るものです。また、柳井川上流域の両運橋までの間に新たに竿灯装飾を3から4本設置してまいります。

金魚ちょうちん装飾LEDケーブル購入費は、麗都路スクエア壁面用ケーブル18.1mを4本購入するものです。

イベント交流事業補助金は、金魚ねぶた等、祭りイベントを実施いただく団体への補助です。令和7年度はディステーション・キャンペーンのプレイベントが開催されますので、街なか装飾イベントとして夏の柳井金魚ちょうちん祭り期間と、プレイベント期間に河川公

園に新たな金魚ちょうちんトンネルを製作して設置することを予定いただいております。

経済建設課長（新本 博） 204万円をお願いします。2目水防費は大雨時の浸水等の対策に必要な経費を計上しています。

12節委託料の仮設ポンプ据付・撤去業務委託料は、伊保庄の東田布路木高須浜地区と東田布路木地区そして西高須地区の3か所に住宅の浸水対策として仮設ポンプの設置の費用を計上しております。

13節使用料及び賃借料の諸借上料は、先ほど御説明した伊保庄地区の3か所の仮設ポンプにおいて、大型台風の接近など気象の状況に応じて一時的にポンプや発電機を増設する費用です。昨年の8月30日の台風10号が山口県へ接近の際にはポンプの増設や非常用電源確保の対応を行ったところです。

243万円をお願いいたします。1目現年農林業施設災害復旧費は豪雨や台風等により道路・水路等の農業施設、林業施設、農地等が被災した場合に迅速な対応を行うための費用を計上しています。

12節委託料については、災害発生時のライフライン確保のための崩土取除作業、応急対応業務や本復旧に伴う測量設計を行うための費用を計上しています。

13節使用料及び賃借料の重機借上料は、災害発生時の初期対応を行うための費用です。

2目過年農林業施設災害復旧費の12節委託料は、令和6年度に被災した農林施設の完了に伴い構造物を民地に設置した箇所の範囲を分筆し、寄付による移転登記を行う費用です。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（中川 隆志） 177万円18節の企業立地促進雇用奨励金ですが、今年度の実績から金額を出されたのだと思うのですがそうでしょうか。

経済部次長（企業立地・雇用創造推進室長）（出相 貴裕） 雇用奨励金は事業開始日を起点といたしまして、その前1年間、事業開始後1年間の2年間の間に雇用された柳井市に住民票がある方かつ1年以上その会社に勤務されている方という要件がございます。これに該当される方を企業からお聞きして予算要求をしているところでございます。

委員（中川 隆志） 340万円を14で割ってみても割り切れないのですが、何かルールがあるのですか。

経済部次長（企業立地・雇用創造推進室長）（出相 貴裕） 1人当たり40万円で、新卒の場合は50万円となります。

委員（中川 隆志） 分かりました。次に243万円の13節で重機等借上料とありますが、これは市が借りるということですか。

経済建設課長（新本 博） 市がリース会社から借り上げてそれを支払うものでございます。

委員（中川 隆志） 運転とかは誰がやるのですか。

経済建設課長（新本 博） 運転につきましては地域で免許を持っている方が行う場合もございますし、地域の土建業者にボランティアでやっていただくところもございます。

委員（中川 隆志） オペレーターには何も補助がないということですね。

経済建設課長（新本 博） はい、そうでございます。

委員（中川 隆志） 保険とかはかけないのですか。

経済建設課長（新本 博） 保険につきましては、これまで地域の方が作業されるときにはかけておりませんでした。昨年から地域づくり推進課の市民保険が該当になります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（川崎 孝昭） ここで質問していいのか分かりませんが、大島観光センターの店が今1つ空いていますよね。どこか目途はついていきますか。

商工観光課長（酒井 正樹） 今年度募集をかけまして審査をした結果、決定しております。現時点では店内の改装、開店に向けた施設の準備に入っております。遅くとも5月の連休前には開店する運びで進んでおります。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 179ページの12節デザイン作成委託料でパンフレットを作るということですが、作った後はどう扱うのですか。

商工観光課長（酒井 正樹） パンフレットにつきましては、大阪・関西万博の山口県が用意している出展会場の一部を1市4町で共同で借り上げて各市町の魅力を発信していくことに加え、J R で取り組む山口ディステーション・キャンペーンの中でも活用していきたいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（川崎 孝昭） 金魚ちょうちん祭りを四国とかでもやっていますが、どこの地域の人が来ているとか把握できていないですかね。

商工観光課長（酒井 正樹） どのエリアから何人来られているか調査をかけたことはございません。ただ広島方面、山陽本線沿線の自治体、今年度につきましては松山からも来ていただいていると聞いております。防予フェリーの利用客が本来であれば少なくなるであろうと予想されていたところが、休みの日と同様の人数が乗られたということで、祭りに来ていただいたのではないかと考えております。実数につきましては申し訳ございませんが把握しておりません。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

委員外議員（山本 達也） 180ページ18節のスポーツ観光誘致事業補助金でロングライドについて今年度は中止になりましたが、目標が今まで800人だったものが400人とされていますが、これで事業者が受けてくれるのですか。

商工観光課長（酒井 正樹） 800人とか1,000人来れると確実に開催できるという状況であります。実際に募集をかけると400人から500人の参加の意向を確認しております。開催を運営をするに当たり、警備費が相当な経費がかさんでいたということもありますので、今回、実行委員会に置かれましては、その安全対策は担保した状態で、事業者を選定し直して開催したいということでございますので、経費を縮減することは現時点ではでき

ております。最低でも400人集めることができれば開催可能だという試算もしていただいております。ただ目標としましては500人から600人を目標に募集をかけていくという方針は示されておりますので、令和7年度につきましては開催できるように取り組んでいきたいと考えております。

委員外議員（山本 達也） 今の説明で危惧するのは、今までの警備状況であっても事故はあったわけですね。そういうようなところを考えると経費を縮減して安全が確保できるんですかね。距離は変わらないということですよね。ロングだけでやるということは。それは無事故で過剰な警備だったからそこを削りましょうという話ならまだ分かりますが、今まであれだけ事故を起こしていてその上距離は変わらない。それで目標人数は下げて本当にやっていけるんですかね。

商工観光課長（酒井 正樹） 警備費を縮減するということは警備の質を下げるということではございません。昨年まで予定をしておりました警備スタッフの配置場所、危険であるところには同様の対策を行います。警備が縮減できた理由は、前回までの企画運営会社が広島から人的配置であったり、資材の配置であったりをしていたということが確認取れましたので、今回は本市の近隣から業者を選定し、予算を組み立て直されております。安全対策については同様の対策を打ちながら、雨の日のスリップやカーブを曲がり切れないなど雨の日の危険告知等についても実行委員会から参加者には周知を図り直すことを申し合わせております。

委員外議員（山本 達也） では次に観光協会の補助金ですがこれはどこの観光協会も100%出資で運営しているのですか。それとも所によっては自主財源でやられているところもあるのでしょうか。

商工観光課長（酒井 正樹） 全てを把握しておりませんが、観光協会が法人格を持たれて独立採算制をやられている協会につきましては、収益事業を多くやられているとお聞きしております。本市の2団体につきましては、それぞれの組織が法人格を有しておりませんので、収益事業というよりは補助金と一部会員の会費で運営をされているという現状でございます。全て把握しているわけではございませんが、そう認識しております。

委員外議員（山本 達也） 次に13節の自動体外式除細動器リース料で、これはAEDのことですが、これはどこに設置されているのですか。

商工観光課長（酒井 正樹） マリンパーク、大島観光センター、柳井西蔵、ふれあいビーチ、白壁ふれあい広場、アクティブやない、金魚ちょうちん祭りの当日にそれぞれ配置しております。金魚ちょうちん祭りにつきましては2台設置しております。

委員外議員（山本 達也） 6か所7台分のリース料ということですが、これは置いてあるだけでは全く効力を発揮しません。事故が発生してからは時間が経過するごとに救命率がどんどん下がっていくことになる中で、実際にこれの講習会とかをされているのですか。

商工観光課長（酒井 正樹） それぞれ施設において独自に講習会をやったということは聞いておりません。職員の場合は消防と一緒に研修を受ける機会の中で消防の方からお聞きしたのは、AEDのパックを開けると音声ガイダンスが流れ、それに基づいて処置をするということが可能であるため、その案内どおり処置をすることになろうかと思います。

委員外議員（山本 達也） それでお聞きしますが、私は毎年講習を受けております。ガイドン

スはありますが、講習会の場だからできるのであって実際の現場になった時にできるかどうかというところがあります。あばら骨が折れてもいいからやりなさいと消防の方からも言われますが本当にできるのか。もう１つ職員が消防から講習会を受けていると言われましたがどの頻度で受けているのですか。

商工観光課長（酒井 正樹） 回数は把握しきれておりませんが何年に１回だったと記憶しております。もう１つ御心配の実際のそういった場面に遭遇すると誰しも冷静でないと思っておりますので、講習会あるいは研修会につきましては研究していきたいと思っております。

委員外議員（山本 達也） くどくなるのでこれでやめますけど、ある地区においては２年ぐらい前に不幸なことが起きましたよね。置いてあるだけではいざというときに役立たないのではないかと危惧しております。私は毎年受けていますがそれでも危機感を持っています。商工観光課長からもっと声を上げていただけませんか。

商工観光課長（酒井 正樹） 今御指摘いただいたように置いておけば良いという話ではないと思いますので、それぞれの施設においてはそういう講習も含めて進めていくことを検討させていただけたらと思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございますたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第１８号中の経済部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第１８号中の経済部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第２０号令和７年度柳井市市有林野区事業特別会計予算、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

農林水産課長（吉村 裕） ２９５号をお願いします。市有林野区事業につきましては、柳井・日積・阿月林野区とも、それぞれの林野区が管理する区域に係る諸収入により運営されており、施業の取組に係る協議や森林状況などの情報共有・情報収集等が主なものでございます。

２９９号をお願いいたします。柳井林野区事業費１節は委員会の開催経費でございます。

３００号をお願いいたします。日積林野区事業費１節は委員会開催経費でございます。１８節の造林事業負担金につきましては、山口県東部森林組合が実施する保育間伐に係る負担金を計上しております。

３０１号をお願いいたします。阿月林野区事業費１節は委員会開催経費でございます。その他、関係事務経費を計上しております。

各林野区の事業計画及び予算案につきましては、柳井、日積、阿月の委員会をそれぞれ事前に開催し、御承認を頂いておりますことを付け加えさせていただきます。以上です。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第20号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第24号令和6年度柳井市一般会計補正予算（第7号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

商工観光課長（酒井 正樹） 8号をお願いします。繰越明許費補正の商工費、観光振興対策事業は、大島駅前トイレ建設事業に係る経費です。実施設計業務において設計協議に時間を要しましたことから年度内完成が困難となり、トイレ本体工事費と工事に係る工事監理業務委託料や水道工事審査手数料及び建築確認申請手数料を次年度に繰り越して実施するものです。なお、建設工事の完了は、令和7年7月31日を予定しております。

続きまして、48号をお願いします。労働諸費18節の移住就業等支援金は、実績見込みによる減額です。

経済部次長（企業立地・雇用創造推進室長）（出相 貴裕） 18節の雇用創造セミナー開催助成金ですが、実績額が確定したことによる減額となります。これは今年度のセミナーの講師を厚生労働省が設置した働き方改革サポートオフィス山口から無料で派遣いただいたことによるものです。以上です。

商工観光課長（酒井 正樹） 続きまして、アクティブやないの施設改修に係る空調設備及び屋上防水、それぞれの工事实績の見込みにより減額するものです。

農林水産課長（吉村 裕） 3目農業振興費でございます。

18節の農地集積協力金につきましては、交付対象面積及び単価の確定等実績による減額でございます。新規就農支援金事業補助、定着支援給付金、新規就農者育成総合対策交付金は、要望に基づき予算計上しておりましたが、実績により減額するものでございます。農地利用効率化等支援交付金は、事業実施ができなくなったことにより減額するものでございます。49号をお願いします。新規就業者等産地拡大促進事業補助金につきましては、余田地区で事業を展開します法人の農業用設備を整備する県補助金を予算計上しておりましたが、運営する中で整備内容を再検討されまして令和6年度は一旦申請を取りやめ、令和7年度に再度申請を行うことになったことによるものでございます。

経済建設課長（新本 博） 7目農地費の負担金補助及び交付金の水利施設整備事業負担金は、建設から30年以上が経過した石井ダムの長寿命化による県事業負担金ですが、国の内示減による事業費の減額に伴うものでございます。農業競争力強化農地整備事業負担金及び農地耕作条件改善事業負担金は、いずれも新庄及び余田地区の県営ほ場整備事業に伴う県事業負担金です。農業競争力強化農地整備事業負担金は、国の追加補正により増額となり余田地区

の区画整理工事を実施し令和9年度事業完了を目指すものでございます。農地耕作条件改善事業負担金は、国の内示に伴う額の確定によるものでございます。多面的機能支払交付金は、農地や農業用施設等の保全活動を行う組織に対して交付金を支払う事業でございますが、取組面積の実績見込みによるものでございます。

農林水産課長（吉村 裕） 続きまして2目林業振興費でございます。

12節森林経営管理制度業務委託料につきましては、意向調査と山林調査の処理件数及び日積地区集積計画の計画対象地が確定したため、減額を行うものです。日積地区集積計画策定業務は、計画対象地の確定により面積が減少となったことによるものです。

50頁をお願いします。次に18節作業路開設事業補助金、造林推進事業補助金及び保育推進事業補助金につきましては、事業実施主体である山口県東部森林組合の施業実績見込みにより減額をするものです。竹林転換事業補助金につきましても、実績見込みにより減額をするものです。有害鳥獣捕獲対策補助金は、想定した捕獲頭数よりも捕獲が少なかったことにより減額を行うものです。また、12月補正でサル的大型捕獲檻を移設する経費の補正を行いましたが、県から2分の1の補助が付くことになりましたので、その分の減額も併せて行うものです。

24節の森林環境整備基金積立金につきましては、森林環境譲与税が増額見込みとなるため、その分を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、3目水産業費の水産業振興費でございます。

18節の離島漁業再生支援交付金につきましては、県の内示により減額をするものです。

経済建設課長（新本 博） 4目漁港管理費の工事請負費の漁港施設補修整備工事費は、柳井漁港江の浦防波堤機能保全工事・伊保庄漁港上八航路浚渫機能保全工事・鳴門漁港遠崎A防波堤機能保全工事・平郡漁港浦A物揚場機能保全工事の施設の長寿命化や浚渫等を行っているものでございますが、柳井漁港江の浦防波堤機能保全工事の係留施設の長寿命化において、断面修復工法から前張り工法による設計の見直しにより減額するものでございます。また、平郡漁港浦A物揚場機能保全工事においては国の内示減に伴う額の確定によるものでございます。阿月漁港施設機能強化工事は令和5年度より阿月漁港西B施設機能強化工事に着手しており、県からの追加内示により増額を行うもので、工事の施工は繰越を予定しております。

商工観光課長（酒井 正樹） 続きまして51頁をお願いします。商工振興費の18節の離島航路補助金は、国の補助金の増額により、県及び市の負担額が減少したことにより減額するものです。なお、商工費県補助金、離島航路事業費補助金の歳入予算も減額しております。地方バス路線維持対策補助金は、市内の生活バス路線、国庫補助路線等々について20系統に対し補助しているものです。安定したバス運転手の雇用に向け、生活支援手当を支給するなど人件費の増加や、新札紙幣に対応する車載器に交換するなどの要因から収入より経費の増加額が大きくなり、交通事業者への補助金の増額補正をお願いするものです。中心市街地小売商業・街づくり推進支援事業費補助金は、空き店舗家賃補助の実績見込みにより減額するものです。

経済部次長（企業立地・雇用創造推進室長）（出相 貴裕） 企業立地促進事業所設置奨励金、企

業立地促進雇用奨励金、企業立地促進用地取得奨励金は、いずれも実績額が確定したことによる減額となります。とりわけ雇用奨励金につきましては、本市に在住しているものの、家庭の事情等により住民票を本市に移していない方が数名いたこと及び該当見込み者が転勤となったことによる減額でございます。

商工観光課長（酒井 正樹） 続きまして観光費でございます。

実施設計委託料は、大島駅前トイレ建設工事に係るもので、実績により減額補正するものです。

公衆便所解体工事費は、稲荷山神社トイレ解体に係るもので、実績により減額補正するものです。

続きまして52頁をお願いします。金魚ちょうちん祭り事業費は、来場者8万6,000人を迎えて開催しております。それぞれの事業の入札による減額や事業の実績により減額補正するものでございます。

経済建設課長（新本 博） 63頁をお願いします。農林水産業施設災害復旧費1目現年農林業施設災害復旧費の工事請負費の単独災害復旧工事費の増額は、これまで農業用施設の復旧を18件予定しておりましたが、その後2件の復旧の申請に伴う額の確定により工事費の増額を行うものでございます。資料03経済建設課をお願いします。黒字の1番から18番までがこれまで復旧の予定をしている農業用施設の箇所図となります。赤字の19、20番が追加をお願いする箇所となります。資料の下側にこの度追加をお願いする被災状況の写真を添付しております。補助災害復旧工事費は、農地災害復旧工事3件において国の災害査定の結果による実施単価への組替えや入札減等の額の確定によるものです。

2目過年農林業施設災害復旧費の分筆登記委託料は令和4災害と令和5年災害の復旧工事の完成に伴い土地所有者からの寄付による分筆登記を行うものですが、当初は全体で10筆予定していましたが工事完成後に現地を再調査し分筆の必要がない箇所が2筆判明し、業務を取りやめたことや見積の入札減により減額を行うものです。

64頁をお願いします。1目現年土木施設災害復旧費の工事請負費の単独災害復旧工事費は実施単価への組み替えや入札減等による額の確定により減額を行うものでございます。

補正予算書の8頁をお願いします。繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

漁港施設機能強化事業は、阿月漁港西B防波堤施設の機能強化工事について繰越をお願いするものでございます。現在、工事を行っているところですが、これまでに工事に伴う警戒船の手配や海の工事の人材の確保に不測の日数を要し年度内完了が困難になったため繰越をお願いするものでございます。

農業施設災害復旧事業（公共災害・現年）は、昨年の7月豪雨による農業用施設や農地の被災の復旧件数10件のうち1件において、復旧に伴う人材の確保に不測の日数を要し年度内での工事の完了が困難となり繰越をお願いするものでございます。

表2変更の農業施設災害復旧事業（単独災害・現年）についてですが、12月補正により18件の工事の承認をいただいておりますが、この度の3月補正で農業用施設2件の復旧工事費の追加に伴い変更をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はござ

いませんか。

委員（中川 隆志） 48第18節の移住就業等支援金が減額となっていますが、移住就業等を支援したが、移住の就業者は予想ほどではなかったということですか。

商工観光課長（酒井 正樹） 3人家族に支給する予定でしたが、この内2人はすでに柳井に移住されておりまして、1名の支援で落ち着いたということでございます。またそれ以上の転入がなかったということでございますが、新年度に向けて現時点で2人申請したいと御相談をいただいているところでございます。

委員（中川 隆志） 次に新規就農者育成総合対策交付金についてですが、これも減額になっていますがどうしてですか。

農林水産課長（吉村 裕） 当初5人分を予算計上しておりましたが、就農しなかったり、認定新規就農者に至らなかったり、法人化により要件を変えたなどそういった事業により実績が1人分となったということでございます。

委員（中川 隆志） そういった理由は事前に分からなかったのですか。

農林水産課長（吉村 裕） 分からなかったです。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

自分も1ついいですか。50第で大畠駅のトイレのことを言われていましたがトイレの数はどれぐらいを予定していますか。

商工観光課長（酒井 正樹） 男子が大が1つ、小が1つ。女子が大が1つ、障がいがある方のバリアフリートイレ1つ設置予定でございます。

委員長（三島 好雄） それだとトイレの数が足りないと思いますよ。もう変えられないのですか。

商工観光課長（酒井 正樹） もう実施設計が完了しております。そういう御意見もありましたが、今の設計スタイルで完了しております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより、議案第24号中の経済部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号中の経済部所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは休憩に入ります。

（休憩 午後3時21分）

(再開 午後 3 時 29 分)

委員長 (三島 好雄) 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

次に、大きな 2 番の付託調査事項についてでございます。

1 番目の中心市街地の活性化と企業誘致について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

経済部長 (三浦 正明) ございません。

委員長 (三島 好雄) それでは各委員さんからこの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 (三島 好雄) それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、2 番目の地域資源を生かした観光の振興について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

経済部長 (三浦 正明) ございません。

委員長 (三島 好雄) それでは各委員さんからこの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

委員 (藤沢 宏司) この前石川佳純さんがテレビで金魚ちょうちんを作っていましたがあの動画を使えたり見れたりしないんですかね。

商工観光課長 (酒井 正樹) 石川佳純さんを使った動画についてですが、山口県の観光サイトで見るができます。これは昨年の 10 月に石川佳純さんが来られまして西藏等で取材されたり、白壁の街並みを歩かれたりして先日知事に報告されたということでございます。この商材につきましては基本県の管轄になりますので使い方につきましては情報もいただいていないということでございます。

委員 (藤沢 宏司) もし使えるんだったら PR 用で流してもいいかと思います。西藏で撮ったのであれば西藏で流すのも一つの手かと思いました。

委員長 (三島 好雄) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 (三島 好雄) それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

続きまして、4 番目の農林水産業及び地域の活性化について、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

農林水産課長 (吉村 裕) それでは農林水産課より 1 件お知らせいたします。柳井市伊保庄財産区廃止に係る手続きの経過報告についてです。資料 04 財産区廃止のスケジュール表を御覧ください。

昨年の 12 月にこの委員会で、令和 7 年度をもって伊保庄財産区を廃止し、令和 8 年度から伊保庄林野区へ移行する手続きを進めていく旨の報告をいたしました。その際は、口頭のみで報告をしておりましたので、この度は、そのスケジュール表をお示ししております。

表の上から３つ目になりますが、先月の財産区の全員協議会で、伊保庄財産区管理者が市に対して条例廃止の提案依頼をすることが決められました。伊保庄財産区管理者が提案依頼を行った後は、市が財産区議長に対して廃止条例を提案し、それを受けて財産区議会で条例を廃止するという手続きの流れになります。

また、森林組合員資格脱退手続きを行うことも決められました。これは、今年度中にこの手続きを行わないと出資返還金が来年度中に受け取れないことによるものです。令和７年１１月には、財産区議会にて、議会設置条例の廃止のほか、財産区の各条例の廃止、財産の無償譲渡などの議案を上程し、財産区の財産を市へ無償譲渡、寄付することを計画しております。

基本的にはお示ししておりますスケジュールに沿って手続きを進めていく予定にしておりまして、前回の報告でもお伝えしましたように、市議会においては、表の最下段になりますが、令和８年の３月議会で令和７年度の補正予算、令和８年度の一般会計及び特別会計、柳井市市有林野条例及び柳井市基金条例の一部改正を上程する計画としておりますので、よろしく願いいたします。

また、来月の４月には広報やないで、伊保庄財産区を廃止し、伊保庄林野区へ移行する計画を市民へ周知することとしております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告を受けまして、各委員さんから何か御質疑、御意見等はないでしょうか。

委員（藤沢 宏司） この流れで行くと来年の３月議会ですよね。今の我々の任期は１２月なんですよ。伊保庄財産区の議会を１１月にやるのであれば、１２月に上程しても間に合うんだと思うんですよ。どうしても難しいということがあるかもしれませんが、できるのであれば今の議会で条例を通して予算は来年の３月からということで、施行を４月１日からにすればいいですよ。そのほうがいいのかと思いましたがいかがでしょうか。

農林水産課長（吉村 裕） どうしたらよいか１回考えていきたいと思います。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、報告事項以外で各委員さんからの調査事項について、何か御質疑、御意見等があればお願いいたします。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。

ここで委員さんの皆さんに御協議をしていただきたいことが１つございます。現在、付託調査事項の３番目は「上下水道事業について」となっておりますが、機構改革により上下水道部が廃止されます。上水道関係が本委員会の所管ではなくなりますので、閉会中の付託調査事項について御協議をお願いしたいと思います。

[この間協議]

委員長（三島 好雄） それでは、本委員会に係る閉会中の付託調査事項については、中心市街地の活性化と企業誘致について、地域資源を生かした観光の振興について、農林水産業及び地域の活性化についての以上の３点としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしということで、そのように決定させていただきます。

次に、大きな３番のその他の事項についてでございます。

執行部からこの委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

経済部長（三浦 正明） ございません。

委員長（三島 好雄） それでは、その他の件で各委員の皆さんから経済部の所管に属する事項について、御質疑等がございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

ここで３月末に役職定年を迎えられる三浦部長、吉村課長、後課長から、御挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

[この間 三浦経済部長、吉村農林水産課長、後林務担当課長挨拶]

委員長（三島 好雄） 以上をもちまして、経済部関係の審査を終わらせていただきます。各委員、執行部の皆さんには、長時間にわたり、慎重なる御審議をいただき、誠に御苦労さまでした。それではこれをもちまして本日の委員会を閉会します。ありがとうございました。

（閉会 午後３時５０分）

委員長署名 _____ 三島 好雄 _____